

## 平成26年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年3月11日（火）午前9時開議

### 日程第 1 一般質問

---

#### ○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

#### ○欠席議員（なし）

---

#### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	中里重義君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	長谷川健一君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	山口秀雄君
都市建設課長	鈴木渡君
会計管理者	荒井利和君
教育委員会 事務局長	根岸一仁君
農業委員会 事務局長	山口秀雄君

---

#### ○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田吉一
庶務議事係長	伊藤泰年

行政安全係長兼  
議事事務局書記

根 岸 光 男

○黙 禱

○議長（野中嘉之君） おはようございます。本日は3月11日であります。東北地方を襲ったあの東日本大震災から3年が過ぎ去ろうとしています。多くの方が犠牲となった震災の日でありますので、ここで犠牲者となられた方々へ1分間の黙禱をささげたいと存じます。

皆さん、自席で結構ですので、ご起立をお願いします。傍聴者の皆さんもよろしく願いいたします。黙禱。

[黙 禱]

○議長（野中嘉之君） 黙禱を終わります。

どうぞ着席してください。

---

開 議 （午前 9時01分）

○開議の宣告

○議長（野中嘉之君） これより本日の会議を開きます。

---

○一般質問

○議長（野中嘉之君） 本日の会議は一般質問です。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭君。

[1番（森田義昭君）登壇]

○1番（森田義昭君） おはようございます。1番、森田です。本日3月11日は、今黙禱したように、東日本大震災から丸3年がたちました。今ニュース、テレビ等でいろんな特集などもしておりますが、不明者がなお2,600人以上などと報道され、まだまだ復興と呼ぶにはほど遠いのかなと思います。また、我が県、我が町におきましても、先月2週にわたり関東甲信、また東北を含む広範囲に雪が降り、歴史的豪雪により亡くなった方や被害をこうむった方に心よりお悔やみ、またお見舞い申し上げたいと思います。当町といたしましても、農業施設や農産物、またはカーポートですか、相当被害が出ていると見聞きしておりますが、想定外と言えましょうが、今さらながら自然の恐ろしさ、自然災害の前には人は何もできないということの思い知らされた感じがあります。当町の災害と言えれば昔から水害と決まっておりましたが、またそれに対しての備えや環境づくりには怠りなく進めてきた感じがします。これからはあらゆる災害を想定しなければならなかったのは自分だけではないのではないかなと思っております。とにもかくにも安全・安心なまちづくり、改めて何をすべきか、宿題をもらった感じがあり、自分も一人の町民として協力していきたいと思っております。ちなみに当町の被害総額は1億6,000万円と聞いております。

では、本題に入り、質問に入らせていただきます。本日も6分どうぞよろしくお願いいたします。

広域ごみ処理について伺いたいと思います。この質問は、昨年12月定例会で質問したのですが、私の時間調整がうまくできなかったため、質問が残ってしまい、大変ご迷惑をおかけしました。再度お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

前回の質問で、なぜ広域ごみ処理に参加したのか、広域ごみ処理でのメリットなどを伺いました。その結

果、今の社会では町単独で、まして板倉町のような人口が5万人以下の町では国からの補助が一切ないという現実があるということや、国や群馬県のごみ処理の指導方針に、「負担を分け合い、広域で処理するのが原則である」と伺いました。小さい町ごとにあらゆる施設を全て整えることがいいとは言えないということでしょう。経済的にも不経済ということだと思います。

そこで、1月22日の議員協議会の中でも説明があったのですが、明和町に整備される最終処分場の建設費がおよそ29億円とありましたが、これは12月の時点での額であると思うのですが、今年の4月から消費税が8%に上がります。また、皆さん周知のとおり、地方の公共事業への大手企業の参入離れ、平たく言いますと、オリンピック景気に便乗して、より大きなプロジェクトなど資材や人件費の値上がりなどが懸念されています。そうしたことがこのごみ処理施設整備にもどう影響してくるのか心配なのですが、館林が焼却施設を、明和町が最終処分場を、板倉町がリサイクル施設をとということで進められております。整備する施設の全体建設費はどれぐらいなのかお伺いします。また、先ほど言いました資材の高騰などの全体建設費の見直しはされているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） おはようございます。森田議員のご質問に答えさせていただきます。

現在、ごみの広域化ということで、館林市、板倉町、明和町で事業を進めているところでございますが、平成24年2月にまとめられました建設事業費では、3市町にそれぞれつくります3つの施設全体で約103億円ほど必要になると試算しております。しかし、現時点におけますこの3施設の全体建設費の総額につきましては、まとまっておりますが、資材の高騰などの影響も含めまして、今申し上げた公表されております事業費約103億円におさまるように進めているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 大体全体的な建設費についてはわかりました。そこで、板倉町が負担する総額は全体の16.7%と前回聞いておりますが、そうしますとどれぐらいの額になるのでしょうか。館林と明和町についてもわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 先ほどの地域計画の総事業費103億円、約ですけれども、この約103億円の場合では、板倉町の負担率、今、議員さんがおっしゃっていただきました16.7%でございますので、起債の利子も含めまして計算した場合、この3施設合計で約13億2,000万円を負担することになります。また、館林市と明和町の負担額、それと負担率を申し上げますと、起債の利子等も含めまして、館林市が約55億6,000万円、負担率では70.3%、明和町が約10億円、負担率が13.0%、これらを負担することになります。現在のところ施設整備のコスト縮減を検討しております。建設費の削減を広域化事務局であります衛生施設組合にて進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） およそ板倉町の負担分はわかりました。これから広域での施設整備が次から次へとあるようです。現在厚生病院の建てかえも行われておりますし、消防組合本部庁舎も新規に移転し、建設をしていくと言われております。3つの広域組合が大きな施設を建設していく中で、板倉町が負担する額がどのくらいになるものか、役場庁舎もありますし、財政的に今後どうなっていくのか、そうした推計も当然必要になってくると思います。そういう大きな施設設備を実施していかなければならない中で心配されるのが、冒頭で申し上げたように、東日本大震災の復興やオリンピックの開催などによる資材等の高騰や人手不足などが心配されています。この広域ごみ処理施設の建設に応じてくれる企業はあるのでしょうか。どのような手順で発注していくのか伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 現在実施しております館林市の熱回収施設、こちらは館林市の場合、焼却施設ですけれども、一部の熱を温水プールに利用しているということで、熱回収施設という文言を使っています。この熱回収施設の建設に向けました発注仕様書、こちらの作成業務の中では、昨年10月に同規模施設の建設実績を有するプラントメーカー9社へ事業の参加についてアンケートを実施したところでございます。その結果、複数社が参加を希望したと聞いております。

なお、発注方法につきましては、提案型のプロポーザル方式ですとか、プラントメーカーと地元企業が組みまして参加いたします共同企業体方式について検討を進めております。ただ、複数社のプラントメーカーが参加を希望しているとはいえ、大震災の復興ですとか、オリンピック開催に向けました影響、また資材や人件費の高騰の影響がどんな形であられるかは実施しないとわからないという状態でございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ごみ処理施設の建設には膨大なお金がかかるということがわかりました。これだけお金がかかる施設を持つということは、それだけ住民の負担があるということですので、できるだけ効率のよい、負担の少ない処理方法というものが必要になってくるものだと思います。

次に、整備後の維持管理について伺いたいと思います。これだけ多額の投資をして建設する施設ですので、ランニングコストも相当な額であろうと推測できるのですが、現段階でのどの程度維持管理費が見積もりされているのでしょうか。また、板倉町分はどの程度の額になるのでしょうか。板倉町の負担分と現在の資源化センター維持管理費と比較した場合、どうなのでしょう、お伺いしたいと思います。

それと、今現在ある施設ですけれども、これがあと何年残っているか。多分この間も聞いたと思うのですが、いつまで稼働するのも伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 可燃ごみの処理費用でございますけれども、プラントメーカーにより価格差があるため、はっきりとしました費用というのは把握できておりません。広域化実施計画の中では、館林に建設いたします焼却施設、ストーカ方式を予定しているのですけれども、この焼却施設の場合、可燃ごみ1トン当たり1万2,000円から1万5,000円程度であると推計しております。仮に1トン当たり1万5,000円

とした場合に、平成29年度における焼却処理量が組合全体で1年当たり約2万8,000トンほどと予測しており、維持管理費用につきましては、1年間に約4億1,000万円程度と考えられます。

ごみの処理費用につきましては、搬入量により負担額が決まる予定でございますので、仮に板倉町の平成29年度における焼却処理量を約2,500トン程度と考えた場合に、負担額は約4,000万円程度と考えられます。

現在の板倉町資源化センターの維持管理費は、平成24年度決算として9,330万円ほどでしたので、広域処理に参加したほうが経費削減の面においてもメリットがあると考えております。

なお、リサイクルセンター施設及び最終処分場施設の維持管理費及び収集運搬費等につきましては、今のところ試算されていないため、申し上げられませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、現在の資源化センターの残りの稼働期間といいますか、使える期間ということになりますが、広域の目標が29年4月の予定ですので、それまでの間しっかり維持管理して使っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 今の説明ですと、ざっとでも約半分ぐらいになるということですね。どちらにしましても、オリンピック景気と申しましても、ここに来て冷静になりますと、光と影がはっきり見えてきたような気がします。光となるオリンピックは膨大な牽引力を発揮し、日本中の隅々まで明るく照らすことができるのか、それとも影が目に見えて大きくなり、ブラックホールのようになり、日本経済までのみ込むのか。これは10年先か20年先の歴史で知るほかすべがないのかもしれませんが。そんな中でも当町としましては、今何ができるのか、何をしなければならないのか、今この瞬間ベストな判断で切り抜けてほしいと思っております。必要なものには予算をつけていく。町民の明るい未来へ向かっていってほしいと思い、以上でこの質問を終わりたいと思います。

町長、何か意見があればお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。傍聴の皆さんもご苦労さまでございます。森田議員の一部事務組合関係の大きなハード事業も絡めて、財政の心配を強くなされているというその趣旨については私も全く同感であります。例えば100億円云々の今話が出ましたが、まだ今の時点では設計図を描き、それが幾らでやっていただきたいというもとに、業者を例えば入札の応札業者を募集しているわけではありません。この先の問題です。したがって、その時点になってその価格で、こちらが提示した価格で応札してくれる業者がいるのかどうかも含めて、昨今の物価の値上がり、それはオリンピック特需あるいは東日本大震災の関係の特需、さらには消費税増税前の駆け込み特需等々も含め、一番大きいのはアベノミクス特需であります。物価を2%間違いない上げようとしているわけですから、それで既に国交省で今年になってから出している人件費の値上げが約26%上がっておりまして、2回にわたって上げておりますが、そういうこのところの環境を見ますと、例えば役場庁舎も検討委員会で20億円以内で抑えようと言っていたいただいておりまして、それに向かってこれから具体的に走り出すわけですが、果たしてどうなのか。こつこつ、こつこつとためてきたお金が、わずか時の風の吹きようで3億、5億はあっという間に吹っ飛んでしまうという状況を予測しなければならないということも含め、これから先ほど言ったごみの関係あるいは病院は既に着工して

いますが、その他広域水道の関係あるいは消防署の関係、我が町の役場の関係等々も含め慎重に見据えながら、事によれば中止などということもあるやもしれません。例えばこのごみ関係等については中止できませんから、質をどれだけ落として予算内に施設をつくり上げるかとか、さまざまな角度から、安全性も含みながら、質を落とすと言うよりも、ぜいたくさを落とすということになるのでしょうか、いろいろな考え方を打ち込みながら、待てないものについてはつくっていくということでもあります。したがって、日本国中、オリンピックが来てよかった、よかったと言っているわけではありますが、私はもう半年も前からそういう警鐘を鳴らし、自分でも感じているわけでもあります。東京ばかりが一極集中して、東京だけではなく、二大都市あるいは三大都市に集中し、地方との格差はさらにつくのだろうということ、ある意味では大変な時代、時期に入っているなという感じがいたします。慎重に対応していくということきり今のところ言いようがありません。何があっても、起こってもおかしくない状況であります。

ちなみに、この間藤岡市の厚生病院の一部改修、60億円の予算で設計図を提供しましたら105億円でなければやらないということで、中止に追い込まれるとか、今、公共事業はそういう状況でありますので、予断を許さない状況で推移していこうと。それによって判断は進むか、とまるか、退くか、さまざまな判断も出てこようかと思えます、待てるものには。ということでもあります。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） では、次の児童虐待について伺いたいと思います。

つい先日の新聞にも出ておりましたが、「児童虐待、全国で2万1,000人、通告者は過去10年間で20倍」とあり、「県内では相談件数が118件」と出ておりました。当町での実態ですが、もちろん個人情報といえますか、プライバシーの関係もありますので、答弁できる範囲でお願い申し上げます。

児童虐待ほど表に出づらい、もしかしたら周りの人が発見してやらなければ、その家の中から出ない。まずもって厄介、そして児童にとっては最大の不幸な事件と思いますが、まず町での取り組み、また実際に板倉でもあると思いますが、町ではどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） おはようございます。それでは、森田議員の虐待の関係について答弁をさせていただきます。

板倉町における児童（幼児）の虐待については、虐待の疑いということも含めまして、板倉町要保護児童対策地域協議会というものがございます。それで取り扱った件数ということでご承知おきいただきたいと思いますが、平成23年度以降の件数としまして、平成23年度は、新規がゼロ件、継続が2件、終結が1件、24年度は、新規で3件、継続で1件、終結で1件、平成25年度、今年度ですが、2月末におきましては、新規が1件、継続が3件でございました。

ただいまご説明しました件数でございますけれども、新規というのは当然当該年度に虐待もしくは疑いを認知した件数、継続は認知後に町及び関係機関での対応を行い、対応中の件数、終結は対象者の板倉町からの転出あるいは虐待の危険がなくなったと判断されたケースということになっております。

要保護児童対策地域協議会というものは、虐待を受けている子供、その他の要保護児童の適切な保護と支援を図り、関係機関が要保護児童等に関する情報を共有するということを目的に設置されているものでござ

います。

また、関係機関の構成といたしますと、東部児童相談所あるいは館林の保健福祉事務所、警察あるいは町内の医師、民生児童委員、主任児童委員、母子保健推進委員、町内小中学校、町内の幼稚園、保育園等でございます。また、その調整となる事務局としましては、福祉課となっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 今の数字は当町の数字ということですね。何と言ったらいいかわかりませんが、当町でもそんなにあるわけなのですね。少しびっくりです。今回の今の答弁で1つ気になったのが、対象者が引っ越しをなさったと。それはもちろん転移先への連絡はできているわけですか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 転出した場合、板倉町から転出先のそういう協議会に当然連絡させていただいております。また逆に、他市町村から板倉町に転入された場合、こういう関係につきましても、その協議会あるいは関係機関からこういう方が板倉町に転入されますよということでの横の連絡はできております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） それでは、改めてお聞きしますが、今進行中の件ですが、対応方法を伺いたと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 今の関係で継続中のものとか、新規のものに対応状況ということでございますけれども、時系列的に申し上げさせていただきますと、まず住民あるいは関係機関から通告等があった場合、まず群馬県、全国的には48時間以内にはその子の状況を確認しなさいというのがありますが、群馬県においては、それをさらに半分の24時間以内というのを目標にやっております。そういう形でまず確認すると。その後、その要保護児童よりは虐待の疑いのあるものも含めまして、その情報の収集に入ることになっております。そういう情報を収集し終わった段階において、先ほども申し上げております板倉町要保護児童対策地域協議会、こちらに議題として会議を諮っているということでございます。その中で個別の要保護児童に対する具体的な支援の内容、これはケース会議というのですが、そちらで関係機関の担当者が集まってケース会議を開くということになります。ケース会議の中では、要保護児童の状況把握あるいは問題点の確認、ケースの担当機関、担当者を決定すると。また、ケースに係る援助、支援の方法、支援計画等を決定していくということで、その虐待あるいは疑いのあるものを含めまして支援が開始されていくといった流れになっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 当町におきましても、今年度2月の中旬に児童虐待の実態について等の研修がありました。趣旨は、教育委員会が開催しましたので、若干意味合いが違っての研修となったわけですが、講師

の方が児童虐待に詳しく、またその専門だったものですから、自分も関心があり、今回の質問になったわけです。

先ほどの回答の中にも町内の医師とありましたが、よくテレビのニュースなどで見ますと、やはり一番最初に気がつけられるのが内科の先生かと思えます。打撲の傷の発見に疑問を持ったり、この間の講習ですと、自分の娘にライターの火を押しつけるといったような虐待があったと講師の方は言うておりましたが、こういう発見というのは、やはり町医者というか、そういう先生が一番最初かなと思うのですが、医者とその役場との関係みたいなのが、もしマニュアルみたいなのがありましたら、お教えいただきたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 議員さんおっしゃっている研修ということで教育委員会ですということですが、その中に病院ということも出てきておりますけれども、ある意味虐待の場合、病院からの通報ということは、極めて重要な案件になってきてしまうというケースが多いかなと思っております。

今、虐待が問題視、重要視されまして、先ほどから疑いのあるものということで表現させていただいておりますけれども、そういった施設例えば乳幼児で言えば保健センターあるいは幼児につきましては幼稚園、小中学生については小中学校、そちらの関係機関の方の意識がまず大事になってくると、そういったところで重大な問題になる前に、福祉課に連絡通報をしていただくというのが重要であると同時に、今現在板倉町におきましては、そういう関係が非常によくできていると、逆に言えば疑いのあるもので芽をつむというようなところでケース会議等展開しております。逆に言うと病院から通告があった場合は、ちょっと重要、素早く対応しなければならぬ。もちろん疑いのあるものということについても、先ほど申し上げました児童相談所の運営指針におきましては、48時間、群馬県においては24時間ということで、板倉町においてもその日のうちに、確認していますので、必ずしも当然病院も報告義務ありますので、なきにしもあらずというところありますが、それ以前に問題は解決していきたいと、そういう力を各施設備えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 今の答弁、大変心強く感じました。また、それを強く前面に出して虐待をなくしていただきたいと思いますと思えますが、このときの研修会での資料に、児童虐待通告のグラフがあり、説明を受けたのですが、医療機関からの通告はたった4%でした。一番多かったのは、やはり近所・知人で27%、次が学校等20%とありましたので、このとき最後に自分からこの講師の方に質問させてもらいまして、医療機関からの通告の割合が少ないのではないのでしょうかと、今の課長の答弁でもありますが、本当は最終段階でありますから、少ないのではないですかと質問しました。そのときの講師の説明ですと、医師的な立場の個人の情報守秘義務がありと、なかなか前へ進めないと言っておりましたが、本当にそうでしょうか。ニュース等の事例を見ますと、病院への電話でうちの子供が息をしていないとの一報をよく聞くパターンですが、これでは遅いのではないかと思います。完全なる手おくれでありまして、子供の個人情報間違ってとられているような感じがします。ましてや幼児になりますと、まだ言葉の表現もうまくとれていないかもしれせん。自分が親からどのように扱われているのかわからない状態で、助けを求められない。そもそも幼児の相

談相手なんて誰もいないのです。そばには虐待をする親だけです。

そこで、町民の皆様の力が必要になるかと思います。一般町民の方が気づいたら、どこへ申し出ればよいか、役場なのか、警察なのか、迷うところですが、今の課長の答弁ですと、その辺のシステムが当町ではやや完璧にできているのではないかと感じ取れました。役場に行ったとしたら、とりあえず福祉課でよろしいですか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまの答弁ということで、関係機関とか、そういうところを主にお話をさせていただきました。当然地域住民の方、これが一番大事でございます。そういう地域住民の方、まず警察とか大ごとになるという、そういう意識を持たずに、まず役場の福祉課へ相談していただきたい。そういうことであれば先ほどからも申し上げております24時間以内に確認、そういった作業に入っていきたいと思っていますので、住民の方につきましては、役場の福祉課のほうへまず出向いていただき、相談に来ていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） それと、児童虐待と呼ばれるのに、いろんなパターンがあると思います。とりあえずそのときの講師の方が4つに分かれるとお聞きしました。改めてそれを伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 主な虐待ですけれども、4つに分かれております。まず、身体的虐待と申しまして、体にあざをつくるとか、そういうことですね。それとネグレクト、いわゆる育児放棄、それと心理的虐待は、心理的に攻撃してしまうということでございます。それと、最後は余りケースはないのですが、性的虐待という4種類に分けられます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ただいまのネグレクトですが、これはつい最近、大泉町でもあった事例かと思えます。子育て放棄ですか、母親が国に帰ってしまい餓死してしまったという話です。ここまで来ると何か人の親ではない感じがします。これを自分の子供に向けるのですから、もちろん親として失格と言うより、病的な感じを受けます。これに気づくのは地域の目だと思えます。社会の目として、板倉町としても先生や町のお医者さん等、隣近所の人たちのコミュニケーション、これだけのことをするのですから、必ず外に漏れると思えます。どのような機関に頼ったらよいのか、あらゆる機関紙による啓蒙活動なども決して怠ることなく、よろしくお願いいたします。それと同時に、親へのケアも必要だと思えます。

それで、最後の質問になるわけですが、もしかしたら親も悩んでいる。ここでは誰かの親ということではなく、当町の全ての人に対して、当町ではどのようなことをしているのか伺いたい。親に対して具体的にどのようなことをしているのか伺いたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまの保護者に対する手助けということでございますけれども、一番小さい乳幼児につきましても、保健センターがキーになってくるかなと思います。乳幼児全戸訪問ということで、生後4カ月までのお子さんを持っている家庭を保健師が訪問しております。そういったときに察知するというのが重要と先ほど申し上げましたが、そういうところを察知しながら、アドバイスし、相談に乗ったり、指導したりということになってくるかと思えます。また、保育園につきましても、保育士あるいは子育ての支援センター等がございますので、そちらで相談なり、指導なりしていきます。また、小中学校につきましても、これは結構今、小中学校の先生につきましても、虐待関係につきましても敏感に反応しておりますので、そういった中では三者面談をしたり、二者面談をしたり、そういったことで対応していくという形になってくるかと思えます。

最後に、先ほども申し上げております協議会に上がった案件につきましても、町の機関だけではなく、東部の児童相談所あるいは館林の保健福祉事務所、そういった上部機関等も協力を得ながら対応しています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 子供を助けるのはもちろんですが、親も助けが必要だと思います。講師の方の説明ですと、虐待する親は自分も子供のころそうされた経験があり、被害者であった。そして、子供をしつけるのにその方法しか知らない。親も子供も何と不幸な話でしょうか。親が子育てに関する悩みや不安を語り合い、子供への気持ちの伝え方や怒りをコントロールする方法等を学ぶところは必要だと思います。

先ほども言いましたが、ほとんど親本人が病的であり、助けが必要だと思います。ただいまテレビドラマで「明日、ママがいない」が放送されています。あれは若干極端な例ではありますが、大変最近関心の高い事例かなと思っております。子供側に立ちますと、虐待がいかにも人間の生涯にわたって傷つけてしまう行為であるか、多くの人に知ってもらいたいと思います。

では、次の質問に行きたいと思えます。次の質問ですが、がらっと変わりました、板倉のイメージキャラクターの進捗状況について伺いたいと思えます。現在、町は板倉町の魅力を内外に効果的に発信していくことを目的に、チラシや町ホームページ等で昨年の12月から2月末までの3カ月間の募集期間を設け、誰からも愛されるイメージキャラクターのデザインと愛称を募集しています。当町でも近隣市町村に倣いと申しますか、今さらと申しますか、遅きに失した感が拭えないところでありますが、それでも板倉におきましても、イメージキャラクターの持つ親しみやすさを利用しながら、板倉町の魅力を内外に効果的に発信し、町のイメージアップ、また知名度向上を目的とした町公式イメージキャラクターを製作することは、イベントなどへの活用次第では、大きな期待が持てます。当町を知るきっかけ、または再発見になるのかなと思っております。

そこで、ゆるキャラの提唱者であるみうらじゅんは、キャラクターがゆるキャラとして認められるための条件として3つほど挙げております。1番が郷土愛に満ちあふれた強いメッセージ性があること、2番、立ち振る舞いが不安定かつユニークであること、3番が愛すべきゆるさを持ち合わせていることだと3つ条件を挙げております。簡単に言いますと、郷土により密着していて、動きがどことなく不安定であり、それを見ていてただで何となくかわいくなってしまうといったところでしょうか。どうでしょう。最近はいろんなゆるキャラが生まれて増えたせい、ただぼうっとしているだけでは物足りないような感じを受けます。

かなり独特な個性が前面に出ている感じが有り、ゆるいよりはインパクトまたは個性があるものが皆さんに受けているように思います。ゆるキャラが最近スターになっております。

そこで、現在の進捗状況について聞く前に、近隣市町村の状況を伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、答弁させていただきたいと思います。

まず、近隣市町村の状況ということですが、館林・邑楽地区では、確かに板倉はまだこれからということですが、まず館林市でございます。館林市は、これは観光協会が作成の主体となっておりますけれども、「ぽんちゃん」という、これはタヌキをモチーフにしたキャラクターがございます。それと、明和町には町で制作したものですけれども、「メイちゃん」という名前で、町のナシだとか、利根川の水、緑の大地というものをイメージしたキャラクターがございます。また、千代田町、こちらも町で作成したのですが、「みどりちゃん」というキャラクターがありまして、これは緑と水をコンセプトにしてつくられたと。それから、邑楽町には、邑楽まつり実行委員会が作成しているのですが、「スワンジャー」というキャラクター、戦隊物みたいなんですね。それと「タイヨウにゃん」という熱中症の注意喚起のために作成したキャラクターがあるという状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいま郡内でも館林市だけが抜きん出て何年か前からタヌキのモチーフのゆるキャラを持っておったのですが、昨年の夏以前に郡内の各町がどうもつくるらしいとか、いや、つくらないとかという情報が私自身に入りまして、うちの町も年度内に仕上げようということで指令を出したのですが、非常に動きが遅くて激怒したところでありまして、今年1月の出初式に、各町に出そろって、我が町だけは出そろわないと、非常に役場の仕事の遅さを痛感したところでありまして。

邑楽町等については、これがゆるキャラと言えるのかどうかということも含め、今、森田議員が言われたゆるキャラの定義を逸脱して、特異性というか、あるいは目立ちさとか、そういったもので邑楽町については取り上げたということでありまして。同じ時期に首長として情報を共有していながら、その時点で年内につくり上げよということを指示したのですが、募集だけでも3カ月もやっているなんて、そんなものではどうしようもないと言ったのですが、いずれにしてもそういう経緯もありまして、板倉が一番最後になったということは非常に私としては残念であります、それが現実であります。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 板倉町以外の町村では既にイメージキャラクターが大活躍しているといったところかもしれません。それでも一番遅くというか、一番新しくできるキャラクターなものですから、ほかの自治体よりも断然新しくなるので、よりいいもの、とても期待が高まるような気もいたします。

また、一見してこのキャラが板倉とわかってもらえれば効果があるのですが、今現在、応募3カ月間をとり、今長いと言われましたが、3カ月間をとり、2月で締め切られたと思います。応募状況を教えていただきたいと思います。もしわかれば年代別、応募された地域やイメージされた内容なども参考に伺いたいと思

います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 続きまして、応募状況ということでございますが、先ほど議員がおっしゃられましたように、12月の上旬から募集しまして、2月いっぱいまで募集をかけました。その結果ですが、もちろん毎戸にチラシを配布して町民の方の募集、それから町民だけではなく、広く募集しましたので、かなり多くの方から応募がございまして、応募総数としては500点集まっております。うち町内からの応募が228点ということで半分弱ということですが、板倉町以外の県内の応募数が42点、ですからこれで大体半分ぐらいいっているかと思うのですが、残り230点は県外からの応募という状況になっております。

また、この応募の年代別ですが、小学生以下が103点、それから中学生が13点、中学生以下を除いた10代が25点ということです。若い年代で20代から30代の方々が164点、40代から50代が140点、60代以上も52点と、未記入の方が3名いらっしゃったのですが、幅広い年齢層からの応募をいただいております。

加えて地域別になりますと、これは全国的に応募専門誌でも応募していますので、北海道から長崎までございます。32都道府県に及び1件、海外で台湾、台北から1点の応募があったということです。ただ、多くは東京、神奈川、大阪など都市部、こちらがそれぞれ30点前後という申し込みになっています。

イメージされた内容ですと、ナマズというのがやはり多く、それからキュウリ、それと雷電神社という、この3つが非常に大きなイメージとして、もちろんこの複合体というのもあるのですが、イメージとしてはそういう捉われ方をしているようです。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） いろんな世代から応募作品が500点もあったということで、これは板倉に関心があるのか、ゆるキャラに対して関心があるのか、かなり疑問がありますが、イメージされた内容については、やはり農産物、キュウリやナマズ、観光スポットの雷電神社、ある意味想像がつくようで、つかないようで、見るのが非常に楽しみであります。

今後の流れとして、応募された作品の中から1点を絞り込まなければならないと思います。応募要綱に選定方法と書かれてあるとおり、選考委員会による一次審査、優秀作品を複数点選定後、町民投票による二次審査において最優秀作品を1点選定することとなっておりますが、その流れ、スケジュールなどどのように進めるのか伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 続きまして、審査方法ということであります。審査方法につきましては、応募されました500点、この内容をまずデザインとか、それから着ぐるみにふさわしくない、人が入って着て活動するわけですから、そういうものにふさわしくないデザイン、それとか町の要素が含まれていないデザインなど、こういうものを事前に整理しまして、3月7日に庁舎内の検討会がございまして、そちらでよく内容を精査しまして、500点のうち300点弱ぐらいに今絞り込んでいるという状況でございます。

この絞り込まれたものについて、整理して取りまとめまして、議員の皆さん、それから区長さん、町長、

教育長、それと若い方のご意見もということで、小中学校のPTAの方々から役員さん25名、それから保育園、幼稚園の保護者の会の役員の方からも25名、合わせまして100名弱になるのですが、そちらの方に投票していただきたいということで進めております。この投票につきましては、3月16日、今度の日曜日になるのですけれども、9時から夜8時までと時間をとりまして、中央公民館に絞り込んだ点数の作品を張りまして、その中からかなり数が多く、1点というのは難しいので、3点選んでいただいて、その投票の結果に基づいて20点以内を優秀作品という形で選んでいきたいと思っております。

今度選ばれました優秀作品をチラシにしまして、毎戸に配布し、町民の皆さんに周知させていただいて、各世帯1票、全世帯に投票の協力をお願いさせていただく予定でございます。

また、あわせまして、やはり子供たちにとということもありますので、小中学校の子供たちにつきまして、学校を通じて全員の方に投票してもらって、それぞれの投票を合計して、最終的に得票数が1位、一番多かったデザインについて最優秀賞として町のイメージキャラクターに決定したいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 応募は全国、遠くは外国と言っておりましたが、選ぶのはやはり町民がどれぐらいこの選挙と申しますか、かかわったかがかなり重要だと思います。自分たちの手で自分たちが選んだゆるキャラというのが大変必要になってくると思います。そういう意味で、数多くの方に参加していただき、皆さんで選んだといった点に重点を置いてもらいたいと思っております。

最後になるのですが、その後キャラクターの着ぐるみ作成に取りかかり、お披露目を真夏の板倉まつりで行うという予定を聞いております。その着ぐるみはどれぐらいの費用がかかるか。予備も、予備と申しますか、着がえですか、考えていることだと思っておりますが、何セットぐらいおつくりになる予定ですか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 予算でございます。平成26年度の当初予算ということで、予定しておりますが、まずその優秀賞に選ばれた方、優秀賞が20点以内、それから最優秀賞1点ということで、そちらの方々への報奨費ということで、15万円の予算をしております。

ただいまありましたキャラクターの着ぐるみ作成にかかわる委託料として、これは100万円です。これは現在のところ、エア式の1体分ということで考えております。そのほかPRイベントの参加経費だとか、もちろん着ぐるみの維持管理、こういうものもかかりますので、合わせて187万円をイメージキャラクターの作成活用に係る経費として計上させていただいている状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 何度も申し上げて申しわけないのですが、真夏の板倉まつりでお披露目になるということですね。ちなみにどなたが中に入るか知りませんが、とにもかくにも一発目から事故がないようお願いしたいと思います。熱射病か何かになってしまって、それで有名になるという手もあるかもしれませんが、とりあえず町のイメージアップ及び知名度向上を目的につくられるキャラクターなので、町民から愛され、親しみやすくなることを望んでおります。各種イベントの参加はもちろん、広報紙、町ホームページでのマスコットの扱い、さらに将来的には町で発行する各種の証明書や町の封筒などへも活用が広が

ることが期待されます。ちょっと聞いた話ですが、来年度当町も60周年を迎えるといったときに、その盛り上がりに一役も二役も買ってもらえるようなキャラクターになってほしいと今から期待申し上げております。

本日はまだ若干時間あります。ぴったりですね。では以上で終わりたいと思います。質問に対して町長を初め各執行部の方々に率直な答弁いただき、感謝いたして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で森田義昭君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開します。

休 憩 （午前10時00分）

---

再 開 （午前10時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、川野辺達也君。

[4番（川野辺達也君）登壇]

○4番（川野辺達也君） おはようございます。川野辺です。よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭にもございました、東日本大震災から3年、被災された皆様、お亡くなりになった皆様、改めてお悔やみと、心よりお見舞い申し上げます。また、先ほどもございました、先日の大雪で当町も被害を大分こうむりました。心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず、ニュータウン工業用地、商業用地の進捗状況についてお伺いさせていただきたいと思います。引き合いのほう、少しずつ決まったお話もありました。また、いろいろ引き合いのお話も伺っておりますが、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、板倉ニュータウンの産業用地、工業の産業用地への引き合いの状況についてですけれども、未分譲の区画が今5区画、こちら面積は多少大きい、小さいはあるのですが、5区画あります。現在全ての区画にそれぞれ企業からの引き合いをいただいているという状況でございます。企業数としましては、それぞれ交渉の進捗状況というのは、ちょっとずれはあるのですが、10社ほどの企業と交渉を現在進めているという状況でございます。しかしながら、そのほとんどの企業は、ほかの産業用地、ほかにもそういう団地がございますので、そちらと当然競合しているということがありますので、土地の価格だとか、地耐力、当然今度操業を始めた後の労働力の確保等の条件面で板倉については今非常に厳しい状況であるということでございます。

しかしながら、そういった状況にあっても、実績もございますので、粘り強く交渉を進めて、具体的に契約という最終的なところまで現在進んでいる企業が1社あるという状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） 10社お話があるということで、規模はそれぞれさまざまだと思うのですが、1社今お話しありました。この10社の引き合いの中で、これは一概には言えないと思いますけれども、手応えがあるかどうかという、感触的なものはどのような状況なのか、感触で結構ですので、何とかなるかなとか、多分だめだろうなという、そういう感触がもしわかるようでしたらお話を伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 町としましても当然交渉する上では、もう来ていただくという形で臨んでいますので、十分な来ていただける意欲を持っていただいているという気持ちで対応しております。ですから、全ての企業に入ってもらおうという意気込みで交渉には当たっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 端的に申し上げますと、90%以上多分大丈夫だろうなという報告を受けて、最後の最後で結局は先ほど申し上げました価格あるいは地価の状況、いわゆる基礎にどれだけお金がかかるかとか、そういった問題、労働条件とか、最後の最後でやはり決断するわけですよ、こちらを買っていただきたいと。そういうことで、それなりに有力でいるのですが、最後の最後までわからないという状況の流れの中で、現在は確定に向けて、ほぼ確定が1社、その他プラス二、三程度かな、それから先は述べられないというところですよ。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） 先ほども森田議員の質問の中で、町長の答弁の中でアベノミクスの関係、建設資材高騰、東京オリンピックまでの間の社会情勢、お話もありました。この工業団地誘致に関しても、それとリンクしている部分が大いにあるのですよね。オリンピック後になかなか誘致を促進させても難しい部分が出てくると思います。できれば1年でも早く今、企業の民間投資、設備投資はかなり旺盛になってきておりますので、オリンピック前に1年でも早くある程度アピールしていただいで、誘致活動、今まで一生懸命やっていたいただいでいるのも重々私も承知しておりますが、今まで以上にアピールしていただいで、この数年が勝負のような形でぜひとも尽力していただきたいなというのが本音でございますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

また、大手企業によっては、耐震化の問題がございまして、古い工場を別のところに建てかえるという需要も出てきておりますので、もう最初からだめだとか、先ほど町長のお話、地盤の問題もあるかもしれませんが、何とかこの板倉工業団地が、産業団地がもっと潤って、地元の子供たちが勤められるような場所が一つでも多くなるような形を今後ともよろしく願いしたいと思います。

それと、1つ、販売活動の中で大手企業だけの問題ではなくて、これは去年、県庁に行きまして、企業局の方にも私直接お話しさせていただいたのですが、立地的にやはり今のお話の中でも、大手の企業がなかなか進出、団地の区画の中でもちょっと形が悪いとか、立地できない場合のところには、地元も含めた近隣の

中小企業のミニ工業団地的なものを何とか私も直接お話しさせていただいたのですけれども、300坪の土地に100坪の工場が建てたい。200坪の土地に50坪の、70坪の工場が建てたいという、なかなか板倉町、近隣も建物の制約もごございますので、その辺改めて、もちろん大きい会社が全部来てくれれば理想なのですが、並行して県にも働きかけたり、町独自の考えを提案していただいたりということもお願いしたいのですけれども、その辺について一言お願いできればと思うのですが。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 町としては、今、議員が言ったとおり、できればという理想的なパターンと、おいしいものばかり狙っていて、結局型にはまったものが来ないということだって当然あるわけですから、あらゆる商談に、いわゆる区画の大小は、時によれば切れれば、細かく切れればいいわけですから、ということも含め対処しております、もちろん地元の先ほど言った10社ほどの中という中には、地元の現在例えば操業している会社がさらに拡大を求めて、会社そのものを移すという可能性の話やら、ただ全体的にまだ30ヘクタール先がありますから、できればかい会社が30ヘクタールどんと買ってできれば、1社。30分の1ずつなら30社かかるわけですから、ということで非常にそういうミスマッチとか、いろいろ考えながら、担当は本当に血のにじむ思いで努力していただいていると、逐一報告も受けておりました、今、川野辺議員のおっしゃられたような対応は当然とっております。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） ご尽力いただいていると重々承知しております。1社でも多く、将来地元の子供たちでも就職できるような形でもとればなという思いも皆さんお持ちだと思います。ぜひとも今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、庁舎建設についてお伺いいたします。いよいよ4月以降、本格的に予算措置もとりまして、庁舎建設の一步、二歩ですか、もう現実的に踏み出すような形になりました。まず、その中で一番根本的な地べた、用地を現状どのぐらい用地取得に向けて進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 新庁舎の用地取得につきましては、収用法の事業認定を進めてまいりましたが、先月の2月21日で事業認可がおりております。今後につきましては、税金の優遇措置などを目的に税務署の事前協議もしくは今後農用地の区域の変更、いわゆる農振除外というのですか、それを進めてまいりたいと考えております。

用地取得につきましては、今後さまざまな協議を進める中で、26年度の上半期をめどに取得したいというスケジュールで考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） 26年度上半期、大体9月ぐらいまでということでもよろしいわけです、感じはね。その中で、用地をお持ちの町民の方がおられます。いろいろ愛着のある用地、自分のうちの土地だと思いますので、ぜひともいい方向でお譲りいただくような形をとっていただければと思いますので、よろしくお願

いたします。

それから、いろいろまだ先ほど来建設関係のお話がありました。設計、施工についてお伺いしたいと思うのですが、このタイムスケジュール、順調にいつて、9月までに用地をお譲りいただいた形になったと仮定の話で申しわけないのですが、設計、施工をその後どういうスケジュールでやっていければという思いも込めて順調にいければこういう形を予想していますということを、建築費云々は後にまた回しますが、今の予想でどんなような形を想定しているかお伺いできればと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 新庁舎の建設につきましては、中期事業推進計画にもありますように、平成27年度着工を目指しております。そのためには26年度中に基本設計もしくは実施設計に入りたいと考えています。来年度の当初予算に基本設計と実施設計を計上しております。しかしながら、現在、用地を確保いたしませんと、その段階に入れませんので、現時点では用地の確保に全力を注いでいきたいと考えておりますので、26年度中には用地取得、基本設計は必ず終了し、できれば実施設計にも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） そうしますと、27年度着工といいましても、27年4月から28年3月までありますが、前倒しになるという、27年の4月ということはほとんど考えにくく、27年度中と申しましても、どうでしょう。このまた次の建設費とか、いろいろ材料費、金額のこともありますけれども、前倒しになるような、予定どおりになるということはどちらかといえば少なく、いろいろ考えを含めると後ろのほうに行くのが確率、確率と申しますか、現実的に27年度着工でも、例えば28年度ぎりぎりに着工とか、そういう後ろのほうに行く可能性が現実的には高いのですかね。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） できるだけスピードアップせよと指令を出しております。とりあえず入札直前の価格提示までできませんと、それ以降がこの後の多分質問で議論になると思うけれども、それからが多分今回の場合は大変だろうと思っていますので、できるだけということで指令を出しております。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） できれば本当に今、町長おっしゃられたように、建築するということでもう進んでいるわけですから、少しでも前倒し、先ほど課長お話しありましたように、まず用地の取得、お譲りいただくのが大前提ですけれども、少しでも早く建築、着工に移せるような体制とっていただくような形、その中で一番ネックになる本題に入りたいと思いますけれども、予想も含めた建設費、当初の建設想定、先ほど町長が20億以内という大体大まかな数字が出ておりましたが、2割、3割増が当たり前のような建築費、材料費が高騰しますと、同じ20億内で設計、施工する形になるとすれば、2割、3割の面積の縮小か、部材の安いものを、かなり落とした安いものを使うとか、そういう形で帳尻を合わせていくしかないような気がしないでもないのですが、何か方策は何かあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いろいろその時点になって、私どもで考えても、考えがまとまらないという状況もあるかもしれません。そのときには議会にも相談しながら、先ほど言った進むか、とまるか、退くかということももしかしたらあるやも含めて、でも、ではそんないいかげんな気持ちでやっていくのかということでもあります。その前段でいわゆるぜいたくさを落としたり、許容の範囲内で、でも雑な建物は、古くなったから建てるのですから、また耐震で潰れ、この役場は割合丈夫にできていまして、後からつくった明和町、館林市の庁舎のほうが東日本大震災では影響を受けて、壁が落ちたり、天井が落ちたのとあったのですが、県庁もそうだったのでしょう。でも、この役場は柱が多いか、小部屋が多いか、いわゆる昔づくりでしたので傷まなかったのですが、そういったことが最重点でありますので、そこは落とせないということもあるかと思いますが、とりあえずその時点でどういう設計価格が出てくるかということ踏まえ、それは時流に乗った価格で設計していくわけですから、そこで大きな議論になろうかと思えます。それは今の時点では何とも言えません。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） 次の質問に、完成予定についてというのもあるのですけれども、そうするとなかなかこれもいろいろわからない部分も出てくると思うのですが、今の町長のお話伺いますと、改めて金額によっては縮小、また最悪と言ったらいいのか、余り高騰して予想以上にお金がかかるようであれば、議会にも諮ったり、今のお話の中で、もしかしたら中止、延期、いろんな方向性が今あるというお考えでよろしいのですか。

[「中止はないだろうと思うけど……」と言う人あり]

○4番（川野辺達也君） 中止はないけれども。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 中止はないかもしれませんが、一時例えば延期するとか、それでもではオリンピックが終わって、その後物価が下落すると一般論では普通考えられますけれども、ピークを過ぎれば。でも、果たして高どまりでずっといってしまうかもしれないし、先の経済状況を見ながら、一番そういう意味では、今自治体が困っているのですね、アベノミクスに対して。先ほど申し上げましたね。公共事業等が軒並み、そこへ仕掛けているところもありますから、業者が、便乗値上げというものも含め。ということで非常に難しい判断を迫られるかもしれませんが、例えば町の財政と貯金の状況を見ながら、すっからかんというわけには当然いきませんから、うちをつくっても財政が倒れたなんていうと、ばか町長になってしまいますから、そういうことも含め、真剣なその時期には議論をお願いすることになるかもしれません。ということで完成の予定ということについては、着々ととりあえず一定の時点まで進め、その時期でゴーか、とまるか、バックというのは延期ということにもなるかもしれませんが、余りそういう話は今のところしたくありません。つくろうということで頑張りたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） この庁舎建設につきましては、町民の皆様も役場が公民館付近にできるという話はもう皆さん知っているとおりでございます。周知のとおりでございますので、近隣町村、市町村含めて、

今いろいろお話、議論ありましたけれども、金額、いろいろ山積してはいますが、課題は何かもう予定どおりで、用地をお譲りいただいた後にはゴーサインが出るような形で進めていただければ、その中で議会に対しても相談やら何かからお話しただければと思いますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

最後の質問になります。前回お話しさせていただきました、小学校、保育園の統合、再編についてお話を伺いたいと思います。まず、1年近く前ですか、このお話させていただきました。それで、先日も南地区、北地区の社会福祉協議会関係の皆様と、あと区長の皆さんと、お会いする機会がございまして、まず言われたことが、「川野辺さんは小学校の再編をしたいのかい」ということを私は聞かれまして、「いや、決してそういうことではありません」というお話をさせていただきました。つい何週間か前の話ですけれども、改めてこの場をおかりして、問題提起と申しますか、投げかけさせていただいているのは、再編ありきではなくて、もちろん東西南北、私も東西南北の小学校の友達もおります。中学校も板倉中学校1つです。板倉高校ございます。その中で好き好んで再編ありきという考えはこれっぽっちもないことだけお話しさせていただきました。ただ、将来的には先日も公民館で板倉町の小学校5年生の発表会がありました。ある小学校は列にいっぱい子供たちが並んでいる、またある小学校は半分以下のクラスもございました。それをまた改めて目の当たりにし、再編ありきではないのですが、将来的なことも考えて、今から準備しておかないと、一つの選択肢として、急に来年からでは間に合わないことも多々あると思いますので、改めてこういう質問をさせていただくのです。その辺をご理解いただいて、いい方向に行くような選択肢の一つとしてご答弁、あとお考えをお聞かせ願えればと思います。

それで、栃木のある地域に視察に行かせていただいたときに、そこも小学校が各地域、例えば板倉町のように入りますと、東地区に小学校が当時3校あり、南地区に3校があり、西地区に3校あり、北地区に3校があった地域ですが、それが各地域1つずつになったところを視察させていただきました。同じ地域に3つの学校が1つになったのだから、それは問題なかったそうです。お話伺ったところ、ただ、スクールバスを使う形になったそうで、道1本隔てた前の子供はスクールバスに乗せていただいているそうですけれども、道のすぐ裏の子は距離的なものでスクールバスに乗せていただかないという、そういうただそれだけのことでいろいろな問題が起きているという話を聞きました。「何でうちは乗せないんだい」という、そういう形も伺ったので、ましてもうこの板倉町で小学校の統合といいますと、各地域1つずつしかない学校がゼロになる可能性もあるということもありますので、もっといろいろ準備、いろんな話し合いを今からしておかないと、なかなかそうならないにこしたことはないのですが、万が一現実的にそういう視野に入れておかないと来ないときが来ないでもないで、その辺で質問させていただきたいと思います。まず前回質問で教育長にご答弁いただきました。教育長も前回定例会で、そういうことも視野に入れた中で検討委員会を立ち上げて、いろいろ準備に入りますというお話を当時いただきましたが、まずその検討委員会の準備の関係につきまして、現状はどうなったのか、お教えいただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 昨年ちょうど同じ時期に川野辺議員さんから再編問題はどのなのだという話をいただきました。私自身今このお話があったように、しかるべきときが来たならば検討委員会を立ち上げたいというお答えをしたわけです。

私なりの青写真としましては、調査研究会、教員だけの10名から成る研究会がありましたけれども、その答申を経て、その後立ち上げ、検討委員会に諮問すると。将来の方向性はそれほど時間を要しないで結論が出るだろうと私自身は考えておりましたけれども、残念ながら今現在その立ち上げの段階でストップしています。と言うよりは、立ち上げに向けて内容をもう少し詳細な部分にまで計画を練ろうと、練ってそれから立ち上げたらどうかというご指摘がありました。唐突に検討委員会の要綱等を示したものですから、そんな簡単にはいかないよと、もっと時間をかける必要があるだろうという、つまり他の庁内の部署にも関係する内容であるから慎重に進めるべきだということで、今現在検討委員会を構成する委員も含めまして、どのような内容にすべきか、あるいは具体的にプランを持って検討委員会を立ち上げてはどうかという指摘もありましたので、その部分を協議している段階です。

内容的なものは、先ほど議員さんから再編ありきではないというお話がありましたけれども、私自身はどちらかといいますと、再編する方向であるということで進めていきたいと思っています。内容的には教育的な側面、それから地域の問題ですか、地域性、それから財政問題にかかわる問題、バスのというお話もありましたけれども、そのこともかかわってくると思いますので、立ち上げた検討委員会に全てを託すのではなくて、教育委員会としてのプランを持って諮問したらどうかということもございますので、今その内容をこしらえているというような状況であります。

内容的には、時間をかりてお話ししますと、これまでの対応としては、住宅販売、これが順調にいった場合、また違う問題が出てくるというようなことから、そこまで待ちましょうというようなことで来たわけですが、でも、それも今後の推移を見た状況で判断できる形になってきているのかなと、もうその辺も含めて調整会議を進めているところです。

それから、今出ましたスクールバスはどうなんだい。それから、人件費等はどうかと、あるいは細かいことになりますけれども、補助金についてはどうなのだというので、もろもろ問題があります。それを整理した段階で最終的に検討委員会を立ち上げたほうがよからうということで今現在検討を重ねている状況です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） この統廃合の問題、小学校だけではなく、保育園の関係というのはどういうことか、課長、ちょっと教えていただければと思うのですが。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいま教育長から小学校の関係ということでございました。保育園の関係につきましては、現時点においてはそういう委員会等組織はしておりません。ただ、平成26年度におきまして、「板倉町子ども子育て支援計画」、これが策定されていくということになります。その中でいろんなことを協議検討していくのですが、子ども子育て会議の中で再編とか、統合とか、その辺も含めた中で検討していければと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） たびたび町長の挨拶の中でも20年後は板倉町の成人者が約80名、全体で。そうい

うお話。ということは去年生まれた子供が板倉町で80人という形になります。この統廃合の問題、先ほど教育長はどちらかといえばそういう方向になるということをお話いただきました。そういう形を進めていくにも、1年、2年ではこれはもうできないことは明らかなことになりますので、ぜひともこの中で行政区、これは教育委員会だけではなく、学校の問題ではなく、統廃合の問題になりますと、行政区の再編の問題、統廃合があると仮定しての話で恐縮ですが、行政区の問題、また今、小野田課長からお話がありましたように、これは保育園、子供たちのこと、保育園の関係ももちろん関係し、福祉、教育委員会、また行政区になりますと総務の関係とかも含めて横の連携をとっていただきながら、委員会を立ち上げていただかないと、子供が少なくなってきたから、ではさて再編だという、教育委員会だけではなかなかどうにもならない気がするのですが、その辺について総務課長と教育長、ご答弁いただければと思うのですが。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

行政区の再編につきましては、議員もご承知のことと思いますが、現在進行しております少子高齢化、人口減少、本町におきましても、もう減少が始まっておりまして、10年後には1万4,000人台まで減少するような試算が出ております。そういったことでありますから、当然高齢者の高齢化率は増しまして、子供の数は減少していくだろうということが当然推測されておるわけでございます。そういった中で行政区の再編につきましては、その地域活動のいわゆる低下防止したいということで、行政区の現在規模について、大きな世帯数にしても格差がございます。そういったものを平準化するということで、行政区の規模をある一定の水準に近づける形で再編を進めていくことが、その地域の活性化、活力の維持につながるであろうということで、区長会に昨年の8月、再編につきまして投げかけさせていただいて、以来議論しているという状況でございます。

そういった中で、ご質問のとおり、学校の再編、統廃合ですか、そういったこと等の関連ということでございますが、これは学区をどうするかということもあろうかと思えます。そういった中でとりあえず現在区長の皆様方にこれまでの経過も含めて検討してきていただいております。今後4月以降、再編の検討委員会を設置して、いろいろ検討していただくと。この検討に要する期間としますと、おおむね2年間を目途として一つの結論を出していただくという考え方であります。しかしながら、小学校の統廃合と行政区の再編に関して、その相関関係がどの程度あるのか、これは非常に未知数だと考えております。

ということで、今後行政区の再編についても、どのような具体的な内容で方向づけがされるかは、今後の議論を待たなくてはなりませんので、現時点ではそういったことで学校の再編などの程度そういう関連が出てくるのかが正直言って未知数であります。そういったことであります。特に私どものサイドで考える上では、学校の再編と行政区の再編については、そうお互いに大きな影響を与え合わないで済むのではないかと見ております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 今、課長からお話がありましたように、私自身も根本的には別の問題かなという

気はしています。今後のすり合わせ等も必要だと思いますけれども、片や再編の検討委員会、片や行政区の再編検討委員会ということで並行していくわけですが、長い時間をかけずに結論が出ればと思っています。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） 行政区とリンクしているのではないかと今お話しさせていただいたのは、単純に二分して、こっちとこっちで1つずつですよということであれば問題はないかと思うのですが、その中間の分かれ目的なところの行政区の問題とかというのも出てくるのではないのかなと私は個人的に思ったものですから、単純に2つを1つにというのが難しいのではないのかと。その中で行政区の再編も含めた、行政区も私も再編、再編と今申しておりますけれども、簡単に皆様が、生まれ育った行政区がなくなるところもあれば、そのままの区で残るところもある。行政区の番号と言ったらいいか、1が2になる、10が5になる、そういう今までの自分が生まれ育った行政区の番号がなくなるということも含めて、歴史的なことも含んでいると思いますし、またお寺とか、そういういろいろそれも含めて歴史的なことにつながるかと思うのですが、簡単にいかないのは承知しておりますけれども、もう今この少子高齢化、少子化が悪い、高齢化が悪いということではなくて、現実がこういう状況ですから、年をとられた方も板倉で1年でも長く住んでいたい。また、若い子供も将来学校は東京の大学、埼玉の専門学校へ行っても、将来は板倉に戻って勤めたい、農家をやりたい、板倉に住みたいという形をとっていただけるようなことを今教育委員会も当局も含めて検討委員会を立ち上げるということであれば、部局として、それぞれの中で話し合いを持ちながら、トータルでは一緒に統廃合の検討委員会と、行政区統合の検討委員会が例えば2カ月、3カ月に1回、今こういう状況ですよという話し合いを持ちながら、統廃合のことも含めた、何度も言いますが、統廃合ありきではないのですが、そういうことも多分大きな視野に入れていかなければならないと思いますので、そういう横のつながりも含めてやっていただければなと思うのですが、その辺について再度一言お願いできればと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 基本的に行政区の再編と学区の、学校の統合あるいは再編問題はそんなに重複しないだろうと考えております。というのは、現在4つの小学校を3つにするのか、2つにするのか、1つにするのかということで、1つにすれば例えば全く行政区に関する問題はありません。2つにしても、地区が4つあるものを地区という考え方で合併していけば、例えばないだろうとか、あるいは3つにした場合に、これはやむを得ない暫定的な措置として、一番小さくて、いわゆる学校運営の基盤が成り立たないところから、例えば一時的に二、三年早く先行してという場合に、3つということも考えられますし、いずれも含めてマイクロバス等々、細かい配慮がもちろん必要ですし、その前段では地区の合意が必要です。いずれにしても行政区単位、地区を割いて、例えば南とか西とか北とか、その地区を今までの学区だって1つの学区だったものを分かれさせるということは、さらにその地区の伝統や、そういうものを壊すことにもなるのだろうということで、万が一再編、万が一と言うより私は可能性は高いと思っていますが、財政的にも本当の少人数の学校が幾ら利点があったとて、財政的にどうにもならなければ、やはりそれは方向性としてみんなそういう方向へ行っているわけですから、ということでご理解いただきながら、そういう方向を進めるようになるのではないかとこの考え方は持っておりますが、弊害をできるだけ取り除きながらというこ

とで進めるような方向になるのかなという感じはします。その前に、いかに子供をお持ちの親、これは地区においては絶対少数なのですね。例えば何学年の親、女8名、男1人とかという、その親、困っているのはその学年だけかもしれない。だから、アンケートをとれば、いや、やはり地区として今までの長い伝統やつき合いや全てのもが地区としてあるのだから、できればこのまま存続してもらいたいという、上がってくるのは絶対そんな形が多いと思うのですよね。でも、教育的な観点から見れば、絶対少数であっても、優先すべき問題ということは、アンケート等には属さない、適当でない問題として町全体を教育委員会あるいはもちろん教育委員会だけでなく、もちろん課長会議やいろんなものを通して、それぞれ水面下で常に検討し合いながら進むのだらうと思っていますが、そういう意味では行政区の再編と学校の再編というのは、そんなには重大な問題にはならないだらうなと今のところそういう考え方を私自身は持っていますけれども。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） 学校の統廃合、先ほども申しました一つの選択肢として、ぜひとも教育長、またこの検討委員会も含めて今いろいろなことを算段を練っているということですので、あとは人選ですね。現役の子育てしているお母さん方も含め、地区の区長さん、こういう方、近隣の例えばこういうことをやったときの問題点提議ができるような経験している方なども含めたいろいろな人選をご検討いただきまして、備えるということですか、どういう状況で選択を将来迫られても、今から備えておくということをぜひともお願いしまして、大変時間早いのですが、質問を。済みません。では教育長。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 人選につきましても、広範囲に選出しまして、およそ今考えていますのは30名程度ということですが、これで検討委員会、来年度早々、つまり26年5月、4月、その辺に検討委員会を立ち上げられればと思っています。

それから、もう一つ、この場にお母さん方も見えていますので、現在の状況、そしてどうするのだというような当面の手当て、これを今考えていますので、ちょっとお話ししたいと思います。よろしいでしょうか、時間。

○4番（川野辺達也君） どうぞ。

○教育長（鈴木 優君） 前回この話が持ち上がったのは、27年度に北小の新入児が6名であり、男1名、女5名と、これは大変なことですよという話があって、私自身も当初は少数人数であるならばいいのではないかと、学力等1対1でできますし、環境としてもいいのではないかと考えておりましたが、やはりその後、検討を重ねますと、競争意識といいますか、これが出てこないよと。それから集団の行事等についても士気が下がるよと、モチベーションという意味においてもだめだよという指摘がありまして、プラスこれは問題だと思えるのですけれども、小学校の2年生まで、2年生まではジェンダー、つまり性の意識、これが低いよということなのですね。ですから、ある意味6名、7名という新入児であっても、男1名、女5名であっても、2年間は性的な意識も持たずに過ごせるよということで、現場の教員から話がありまして、ではそれを受けて、ではこの2年間で勝負だなということを私自身も思ったわけです。ですから、やはり将来的には再編必要であらうなと思った次第です。

あわせて、具体的な手当てということでいきますと、昨年、一昨年は小学校の南小と北小の小学校1年生、

2年生、3年生についていわゆるお楽しみ会的な会を年1回持ちました。こんなものでは当然何があったかということで終わってしまうと思ひまして、昨年その会を見て、感想として、「一体何があったんだい」ということで、子供たちにも何も残らないのではないかということで、今後何とか考えてくれということをお話しましたら、今年、26年度ですけれども、南小の新入児7名ということも踏まえまして、南北、南小、北小の1年生、2年生について合同の授業を実施しようと、具体的には音楽あるいは体育、こういったものを年2回程度ですか、これを実施していこうと。それから、1年生だけですけれども、南小、北小、遠足、これを一緒にやってみたらどうかと、これも案として出てきました。具体的にこれは煮詰まっていきたいと思います。それから、マラソン大会、まさに競争意識を持つということですが、渡良瀬の遊水地を利用して、北小、それから東小、東小は近いですから、歩いていけるということで、監視もしやすいといひますか、指導もしやすいということで、その会場でやったらどうかという案も出てきております。こういったことで当面の手当てとして指導していきたいと思ひています。そして、並行して検討委員会を立ち上げて、それを内容的なもので煮詰めていくということで今後いきたいと思ひていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） ぜひとも今後とも町を挙げて子供たちのこと、これは少子化、先ほども工業誘致にも関連する部分でありますけれども、やはり雇用を確保する場所も全部リンクしていると私個人的には思ひています。勤める場所があれば、必然的にその周りには住宅地も増えている状況、農業は農業でしっかり農業ができる体制を町でとれる範囲で、あとは県とか国にも働きかけていただけることは働きかけていただきまして、ぜひともこの問題、将来どういう方向性になるにせよ、いろいろな面で話し合いを持ちながら、いい方向に行ければなと思ひますので、ちょっと時間早いのですけれども……。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今、川野辺議員さんが企業との関係で、いわゆる雇用の関係、先ほど非常にほかの産業団地と競合して、苦しみも非常に大きいところがあるという答弁を以前にさせていただきましたが、一番困っているのは、企業が来れば人が張りつく、働き場所が増えるからと言われますが、人が少ないところへは企業が来ないのですよ。それで困ってしまうのです。要するにはっきり言えば、イトアンド社さん、ギョーザ屋さん、80人募集しましたが、パートですけれども、最初は50人ぐらいだった。あるいはついこの間話があったものは、800名必要だと。我々は板倉町の人口では少ないのですけれども、加須市から、栃木市から、館林から、古河まで入れれば800や1,000は、だって集まりませんと言ったら終わりですから、そこで。ということなのですが、要するにだから鶏が先か卵が先かの議論になるのですけれども、企業を呼べば、それに付随して多少でも人口が増えていくというのはわかるのですけれども、人口の一定以上少ないところには、企業は幾らそういうふうと言われても、自分で企業さんは調査しますから、平均的に何%ぐらいが当てになるとかという、0.何%かな。という計算でやっていきますと、だから非常に最後の最後で、先ほど95%ぐらい大丈夫だろうと思ひていても、最後の最後で要するに企業の相手方の判断で、勝負に負けるというか、他産地に会社をあっちにしますと、最後の一言でそれで決まってしまうわけですから、非常にそういう意味では苦しさ、もう少し人口が増えていけば、来るべき企業も決まったのになというのはいっぱいあるので

すね。非常に難しさを感じています。参考までに。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） そうですね。何とかその難しいハードルを乗り越えて、一つでも多くの企業も来ていただけるように、また子供たち、高齢者の皆さん住んでいただけるように町に今後とも当局一緒になってできるだけやっていきたいと思います。一生懸命やっていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いたいと思います。

統廃合の問題は、そういうのも視野に含めてやっていかななくてはならないという現実もこれはございますので、検討委員会も含めてぜひとも先ほどお話しありました委員の人選も含めてよろしく願いたいと思います。

時間早いのですが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で川野辺達也君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時25分より再開します。

休 憩 （午前11時08分）

---

再 開 （午前11時25分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、青木秀夫君。

あらかじめ申し上げます。青木秀夫君の一般質問は12時を過ぎるものと思われませんが、ご了承ください。

[9番（青木秀夫君）登壇]

○9番（青木秀夫君） よろしく申し上げます。今日は3月11日で、東北の大震災から丸3年になりました。テレビの映像で見る限り、被害の大きさ、悲惨さは目を覆うばかりです。そして、この復興はまだまだという感じです。この東北の大震災を教訓に、日本全体が助け合い等、きずななど社会の連帯感の大切さが見直されている状況のもと、道徳教育の見直し、強化が試みられようとしております。

50年前に比べますと、日本の社会経済、特に物質面においては格段に豊かになっております。にもかかわらず、刑事犯罪の増大だけでなく、違法すれすれの知能犯罪、道徳の領域に属するような反社会的な行為の横行が目立ち、日本の社会秩序、安心・安全神話を壊している一因になっているのではないのでしょうか。壊れかけている社会秩序の回復維持のために、道徳教育の再構築を目指しているのですが、その前に社会秩序崩壊の要因は何かを考えるべきではないかと思うのです。合理主義、個人主義、利己主義、刹那主義をベースとした欧米文化、欧米の思想、特にアメリカの思想の流入が日本の社会秩序崩壊に大きく影響しているのではないのでしょうか。

それに日本人の舶来品好みというか、欧米崇拜、欧米コンプレックス、アメリカの51番目の州を目指すごときアメリカ文化、アメリカ思想の丸のみが日本の風俗、習慣あるいは社会秩序の崩壊に拍車をかけていると思うのです。この合理主義、個人主義、利己主義、刹那主義に基づいた目的のためには手段を選ばずと、「弱肉強食」、あすはない。自分の利益のためには仲間でも、友人でも、家族でも欺き、裏切る自分勝手な

行為が容認されているアメリカの価値観の流入が、またその受け入れが日本の社会秩序の根幹である家族関係、風俗、習慣に強く影響して、その結果、離婚、子育て放棄、登校拒否、ニートだ、引きこもりなどというさまざまな新たな社会問題を生んでいるのではないのでしょうか。

そういう状況の中、義理人情とか、助け合い、きずなとか、武士道精神などというのが底流にあって、あすは来ると、仲間や同僚への欺き、裏切り行為を恥とする思想がまだ残っている日本の価値観を道徳教科の再生で、それを再構築しようとしているのですが、一方において純粹無垢な小学生に「きのうの友は今日の敵」だとか、「きのうの敵は今日の友」とだまし、裏切り行為を容認しているアメリカ文化を通しての英語教育の推進は、これは矛盾しているのではないだろうかと思うのです。

道徳教育と英語教育の関係については後日伺うとしまして、通告に従いまして、英語の必要性について伺っていきたくと思います。

今、テレビ、新聞、雑誌のコマーシャルなどをにぎわしている英語教育の必要性について教育長に伺います。教育長は教育長として、また一英語教師として、一私人として、そして小中高大学生時代の生徒といういろいろな立場、顔を持っておられるわけですが、どういう立場にあって、基本的な考えは同じはずですから、それぞれの立場を使い分けることなく、英語の必要性について教育長の日ごろの抱負、持論をわかりやすく具体的に示していただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） それでは、お話しいたします。

わかりやすくということですが、私は40年も前から将来英語は必要であるよということを言ってきました。当時の恐らく子供たちは、何のために、何で英語をやるのかという気持ちが強かったものですから、至るところで「何で英語やるの」という話がありましたから、私は「もうとにかく将来国際化社会は目に見えていて、そのときに何らかの形で使える英語を必要とするんだよ」ということでやってきました。

ここへ来て、グローバル化ということで、言葉が国際社会からグローバル化という話になってきましたけれども、ますます必要になってきたと言えます。英語ができるということが言えると思いますけれども、例えば国内の先進企業におきましては、英語力、つまり読み書き、そして聞くこと、そして商談手段としての話せることといったものを条件として採用するなんていうところも出てきているわけですから、まさにこれは英語は必要になってきたなという気はします。

その会社内で、あるいは世界を生き抜くためには英語は必要であると、最低限その読み書き、聞く、話すと、その辺ができないと、このコンピューター世界、伍していけないといいますが、使い物にならないという気がしますので、英語力というのは、今言う英語力はその辺の内容かなと思っています。

「英語ができる」と最近言いますがけれども、昔であるならば、外国旅行をして、「英語が話せたらな」と、要するに「昔子供のときにもうちょっと英語をやっておけばよかったな」と、今話ができないと、対応ができないといいますが、その程度の英語の必要性ということではなくて、今はそれを超えて、今お話しした企業の中で、あるいは社会の中で生きていくためには、その手段としての英語力だということです。

その意味では、ではどこでその資格証明、資格をはかるのかといいますが、やはり私も昔受けましたけれども、実用英語検定とか、あるいはTOEFLとありますけれども、あるいはTOEICというようなもの

もあります。そういう資格の試験を経て、それなりの資格を持って、級を持って、そして企業に臨むということになると思いますけれども、これとて専門に勉強しないと、いい級はとれません。それぐらい難しいものです。通り一遍の英語力で受けても、通らないと。まして今後教員の世界でも、実用英語検定で準1級程度という力を持っていないと教えられませんということ、ここまでレベルを上げるとなり手がなくなってしまうのではないかという気がしますけれども、いずれにしましても、中央の労働供給源ではありませんけれども、企業戦士になりたいと思っている人にとりましては、英語力は絶対に必要ということです。

ただし、国民がひとしく英語がしゃべれますと、しゃべれるような状況にする必要があるということではありません。あくまでこういった必要として、手段として生きていかななくてはいけないというものに対しての英語力ということでお話しました。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 国際化、グローバル社会にあって、政治経済の中心となっているアメリカの母国語である英語が国際共通語となっている現実、もう誰でもが認めていることでしょうか。その英語力を誰もが理解して使えばこれは便利だろうと思っていると思うのです。私もそう思っていますが、英語の重要性、必要性を誰でも認めていると思うのです。

しかし、英語が必要だからといって、英語を多くの人が習得できるのでしょうか。全ての人が習得できるのでしょうか。人間は物質的にも、精神的にもいろいろな欲望を持っているはずですが、ほとんどの人がその欲望の一部さえ満たせず、不満足ながらも仕方なく現実に向き合っているのではないのでしょうか。グローバル社会は今以上に進展するでしょう。英語の必要性、重要性もますます高まるでしょう。そうであるからといって、希望する人たちに英語を習得させようとするとき、人間の能力、性格は千差万別ですから、いろいろそれを習得するには障害問題が起こってくるのではないのでしょうか。

教育長も高校時代、理科で物理の授業を受けた経験があるでしょう。どうでしたでしょうか。私も物理は必修でしたから授業を受けましたが、全く理解できないということを知って、物理の授業は高校生の判断で、自習か昼寝の時間に決めていました。周りの文系志望の生徒は、そんなような人が多かったようです。その後、足高や栃高卒業の友達に聞いた話ですと、足高や栃高の物理の先生は、文系志望の生徒とか、物理の勉強する気のない人は無理することはないよと、我慢して授業は聞くことないよと、先生みずから自習を積極的に進めていたと聞いています。50年も前のことです。

その後、男子校の物理の授業はどのように変わってきているのでしょうか。50年前は女子高校でさえこの物理は必修科目として、理解しようが、理解しまいが、授業は行われていたと私の妻からも聞いております。私の妻は宇都宮女子高校でしたが、物理などちんぷんかんぷんで、何も理解できず、ただ、忍耐と苦痛の時間であったということだけを記憶していると。ただ、女子高生はその当時、自習や昼寝している人は余りいなかったようだということも記憶しているそうです。

そういう現実を踏まえてか、その後、物理も必修科目から選択科目へと変わっていると聞いているのですが、現状はどうなっているのでしょうか。特に女子高校ではどう変わっているのでしょうか。物理も英語と同様、グローバル社会を勝ち抜くためには、科学技術立国日本として必要な科目のはずですが、どうして必修から選択へと変わったのか、その理由と物理の授業の現状をお伺いしたいのです。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 物理、数学といたしますと、私の分野外でありますけれども、基本的には2年生、3年生で選択というような形で今現在も履修しているはずです。もちろんそこには興味が、あるいは入試の関係もありますので、私は、あるいは僕はこの理科の中で物理あるいは化学を選択すると分かりますけれども、今現在もそれは履修科目として残っています。やらざるを得ません。必修ですから。

○9番（青木秀夫君） 必修。

○教育長（鈴木 優君） そうです。2年は必修。理系は必修になっています。

○9番（青木秀夫君） 文系は。

○教育長（鈴木 優君） 文系は選択ですね。ですから、3年で私は必要ないとなれば、履修する必要はありません。また、別の文系の教科がそこにかわって選択科目として入ってくるという状況になっています。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 50年前は必修であったものが、選択へと変わってきているようですよね。物理の授業が必修から選択へ変わったのは、選抜試験を受けた高校生の能力、理解力でさえ相当の格差があるという現実、実情に合わせて物理を学びたい人あるいは物理を必要とする生徒だけが学ぶという方法が合理的であろうという結果、そうなったのではないのでしょうか。

教育長は、英語教師としていろいろな高校生に教え、接してきた経験から、英語を覚える難しさ、英語を覚える、教える難しさ、そしてその限界も身をもって知っているはずです。かつて教育長もご記憶にあると思うのですが、国会議員で外国通ナンバー1と言われていた平泉渉氏が英語教育の選択制を提言し、物議を醸したことがありますね。そして、平泉氏の物理選択制の提言が英語教育が議論されると、今でもしばしば引用されております。やる気のある、熱意のある希望者だけが学ぶ学校選択制の平泉説がしばしば引用されておりますが、英語教育の選択制については、どのような見解を持っておられるのか伺いたい。

参考までに、私の中学時代は、英語は必修ではなかったのですよ。選択制だったのです、あの当時まだ。それはそれとして、英語の選択制について教育長の見解をお伺いしたいのです。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私の時代も選択制といたしますか、必修ではありませんでしたので、何でやるのかというのは子供のときありましたけれども、私はやはり将来的に国際社会、グローバル化社会ということを見越しての語学については、やはり必修教科に移行すべきかなということで、必要であろうかと思ひますし、またそういう形に今現在もなっていると思ひます。

また、物理のことを話しましたが、根本的には好き嫌いということから、必要なことで選択することとはあるのでしょうかけれども、やはり今現在の状況を考えたときには、必要であると、英語そのもの、語学そのものは必要であるということから、必修科目になったと思ひます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） グローバル化、国際化のもと、日本の英語力不足で国際競争に負けて、国際競争から取り残されるのではないかと、日本の英語教育は間違っているがごとき宣伝がマスコミをにぎわしていま

すが、果たしてそうなのでしょうかね。日本の英語力というのは、そんなに劣っているのでしょうか、教育長。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私は決して劣っていると思いません。その道といいますか、学術会議あるいはその他の会社等につきましても、それなりの力を持った方々がコントロールしていますので、決して力はないということはないと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） どうもテレビコマーシャルに惑わされるのではないかと思うので、ぜひそういう点を教育長も逆宣伝していただければと思うのです。私もそういう意見ですよ。戦後日本の廃墟の中から立ち上がった日本経済を復興、発展させたのも、へたな英語力、ジャパニーズイングリッシュは大きな役割を果たしてきたわけですね。ジャパニーズイングリッシュを武器に、エコノミックアニマルだと称された企業戦士たちが世界市場を席卷し、アメリカの最後のとりでである自動車産業のゼネラルモーターでさえ倒産に追い込んでしまったのも、日本の英語力だったのではないですか。今、教育長も言われたように、経済界だけでなく、科学でも、芸術でも、いろいろな分野での国際舞台で活躍しているのも、へたなと言われている日本の英語力だと思うのです。日本の英語力が世界に通用している証拠ではないでしょうか。

その世界に通用している英語力は、学校教育がそうさせていることも一部はあると思うのですが、学校教育だけで日本の英語力をつけているとは私は到底思えないのですけれども、日本の英語力を支えている基礎は、ほかに大きな理由があると思うのですが、教育長は何だと思えますか、それ。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 基本は、やはりまず英語に対する興味、使っていきたい。それを手段として将来生きていきたいという気持ちを持って教育を受けて、そして最終的には大学において専門的に勉強すること、その過程を経て初めて一人前になるのかと、またその部分で力をつけることができるのかなと思っています。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 私も教育長の意見と同じですけれども、やはり「必要は発明の母なり」で、何事も動機が鍵を握っているのではないのでしょうか。英語を必要とする動機がない限り、英語を習得するのは難しいでしょう。戦後活躍した企業戦士たちの英語習得も生活のため、生きるためという、切迫した必要性があったからではなかったのでしょうか。

英語習得できるもう一つのパターンは、今、教育長が言われたように、英語に興味のある英語マニアといえますか、趣味とする必要な人たちでもない限り、英語の習得は難しいと思うのです。そういう動機がないと、中途半端な英語学習は、「暈の上の水練」に等しいのではないのでしょうか。

さっきの教育長の話ですが、私の中学校の同級生で、こういう人がいましたよ。その方は専業農家なのです。町長と同じ小泉農業の卒業生ですよ。子供のころから何か英語マニアで、10年ほど前に亡くなってしまったのですが、死ぬまで暇さえあれば英語を勉強していたそうです。耕うん機にのるときも常備辞書は携

帯という男だったですね。彼の奥さんが話していたのですが、ひつぎの中に英語の愛用の辞書を入れてあげたとっていました。やはり1,000日、万日と熱心を時間をかけない限り英語の習得はできないと、別に学校へ行けばできるということでは私はないと思うのですよね。中高の5文型8品詞の英語教育、英語学習のきっかけにはなっていると思うのです。大きな役割も果たしていると思うのですが、やはり英語習得には学校教育プラスこの動機、動機が必要になると思うのです。逆から言えば動機がなければ英語学習は難しいと。動機がかぎとなると思うのです。それはさっきの教育長の意見と同じです。

それで、その動機と同時に、教育長も私も昭和40年代に社会人入りした、大ざっぱには同世代と言ってよいでしょう。私が社会人になって痛切に感じたことは、自分の国語力の不足でした。大正、昭和1桁生まれの先輩方の漢字の読み書き能力、国語力の高さを見て、大人と子供ほどの差があると実感したものです。恥もさんざんさらしましたよ。その後反省するだけで、暇があってもなかなか漢字の勉強もできていない状態ですけれども、そういう先輩方もジャパニーズイングリッシュをやっても、結構英語力があつたのですよね。その人らが受けた教育は、敵国語だなんて言って余り学んでいなかったなんていう時代の人なのですから、それはやはり国語力に基づいた英語力であつたのではないかと私は思うのです。英語を学ぶ前に国語を学ぶことが順序であると、社会人になってから遅かつたのですが、私も気づいたものです。国語力あつて、そして必要性、動機があれば英語習得は可能であると気づいたものです。国語力あつての英語力であると思うのです。「急がば回れ」式の英語学習のほうが結果として英語習得の近道になると思うのですが、そういう考え方は教育長、いかがですか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私も同感です。国語力あつて、音は違いますけれども、根本的なものについては考え方等も含めると、私は国語力はあつてしかるべきかなと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） グローバル化が進行する中、テレビコマーシャルではありませんが、一部英語の必要性が高まっているにもかかわらず、英語を習得している日本人が少ない現実があるという批判があります。その問題を解決するには、英語を学び始める時期は早ければ早いほどよいと、小学校英語推進を主張しているグループといいますか、一派がありますね。その推進派の主張に対して、第二言語環境でならそのとおりであるが、外国語環境の中での英語学習は、英語学習の早い遅いは関係ないと、反対論がこの主流になっているようですが、教育長はこれどちらの見解を持っておるのですか。支持されるのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 確かに早い遅いは関係ないと私は思いますけれども、実質的には早いときにやっても、環境が非常に重要なものですから、英語とは関係ない環境にいた場合には、幾らやっても忘れてしまいます。そういう意味では、やはり早いうちからがいいとは思いますが、その成果は上がりませんよということを言いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 私立の小学校では、もう今でも100校以上で英語教育を実施しておられるのですよ

ね。中には明治以来英語教育を続けているところもあるそうですが、私立小学校の早期英語教育の実績とか、成果について教育長は何かデータといいますか、情報を持っておられるでしょうか。あればお伺いしたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 県内で申しますと、中央中等教育学校ですか、この学校などはもう早くから半分ですか、教員の半分がALTといいますか、外国語を主とするといいますか、外国人であると、その環境はもうまさに影響といいますか、その後の成果に結びついていると思います。

それから、この近辺では、太田のアカデミーですか、もう卒業式がありましたけれども、その成果として、ある女の子が英検1級ですか、中学卒業段階で英検1級ですから、これは大変なものですね。これはもうまさに環境がなせるわざというような気がします。そういう意味では、そこに追いつくといいますか、そういう環境にするためには、やはりもっともっとスタッフを充実させなくてはいけないのかなと思っています。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 高校の物理を能力に合わせて必修から選択科目へ変えた文部省が千差万別の能力の義務教育の公立の小学校にマニアか、生活に迫られた人でもない限り習得は難しいと言われる英語を教科として導入しようとしている不自然さは何なのでしょう、一体。英語教育の専門家はほとんど小学校英語教育の導入に反対しているのはよくご存じですよ。賛成している人なんて、本当ごく一部の少数の方ですよ。ここに私今持っている、知っているでしょうけれども、「小学校で英語教育は必要か」の著者の大津由紀雄という人なんかは、もうここまで言い切っていますよ。「小学校の英語教育について、公立小学校での英語教育は必要なしと、益なし、害あり。よって、廃すべし」とまで断言しています。みんなそういう意見が多いのです。

一方、小学校の現場はどうなっているのでしょうか。英語教育の導入を前に不安と混乱の渦の中にあるのではないのでしょうか。10年も前から国際理解教育などという名のもとに、英語教育の教科化を探っていたにもかかわらず、小学校教員への英語指導を怠っていたのではないのでしょうか。そうであるとすれば、先生方の不安も当然ですよ。学校の5日制で授業時間が不足しているという中で、役にも立たない、害にさえ言われている英語を週3時間も割り込ませることは、学力低下を招くことになるのではないかと。そういう中で小学校の英語教育を推進しようとしている、強行しようとしている文部省の目的指針は一体何だと思えますか、教育長。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 早いうちから語学そのものになれさせることによって、将来この時代に伍していける子供たちをつくっていかうということではないのでしょうか。今、小学校教育、英語教育は英語科にすること自体反対だという論理がなっているというようなお話でしたけれども、私自身は中学校へのつなぎという意味では実施していいのではないかと思います。決して早くはないと思います。むしろつなぎという意味では、5年、6年も遅いかもしれません。いわゆる国が言っています早いうちというような状況からしますと、5年生、6年生は遅いかもしれませんが、それまでに先ほど申しました国語力といいます

か、その辺をつけるためには、いろんな教科等を小学校段階で勉強して、その後それをもとに語学にも手を広げようというようなことでいいのかと思います。基本的に私は5年生、6年生で教科にするのであるならば、中学校へのつなぎという意味で私は賛成しております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 小学校への英語教育導入を計画してからもう20年近くになっているのではないですか。その間小学校の教員への英語力アップを目指す先生方への教育、一体どうなっているのでしょうか。

また、その間教員採用に当たっては、小学校英語教育導入を見込んでとか、視野に入れて採用しているのでしょうか。そうでないとすれば、これ昭和22年にアメリカの命令で突然始まった新制中学の英語教育と同じ現象が起こるのではないのでしょうか。寄せ集め、間に合わせの英語教員で大混乱したそうです。私の中学時代はまだそういう教員が残っていて、私もそういう英語の先生に教わりましたよ。当時は子供ですから、先生が悪いのか、自分が悪いのか、判別できませんでしたが、後にそういう経歴の先生だということを知って納得したものです。とにかく小学校の教育課程が一番全教育課程の中で最も大切であるということは、誰でも知っていることで、異論はないと思うのです。その文部科学省が効果もない英語教育を小学校課程で強行するのは、教育長は先ほどそう言いましたけれども、別に狙いとかあるのではないのでしょうか。その理由は教育長は教育界にある身だから言いにくいのかもしれないですけれども、知っているのではないですか、どうなのでしょう。知っている範囲でお答えいただきたい。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 知っている範囲でと、私も純粋に5年生、6年生、必要だと、つなぎになるからということで私は言いました、正直言いました、先ほど議員さんのほうからジャパニーズイングリッシュとありましたけれども、要するにジャパニーズイングリッシュではだめなのだと国が考えたということだと思います。その意味では、これまでそれで通用したと思いますけれども、そうではなく、その上に立って、ジャパニーズイングリッシュではない、いわゆる本物のイングリッシュ、それで国際の中で出ていこうではないかという働きかけがあると思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 教育長の答弁は、それは文部省の建前論の答弁しているにすぎないと思うのですよ。小学校英語の強力な推進者は、少子化で市場が縮小して危機感を抱いて、市場拡大に躍起となっている教育産業ではないのですか。そんなことは20年も前からもう市場が縮小することとわかっているわけですから、教育産業の小学校の英語教育の推進は、公然の秘密ではないですか。政官業の癒着の典型だとも言われておるわけですよ。その被害者は公立の義務教育の子供たちですよ。小学校時代の大切な時間を無駄にして、時間は決して戻すことはできないのですから、これは大変な問題だと思うのですよ。公立の小学校は当たり前のことですが、オリンピック選手のような国際舞台で活躍する生徒の育成を目指しているわけではないですよ。普通の子供たちが20年、30年、50年先に社会生活を生きていくために少しでも役立つ教育を目指しているのではないのでしょうか。

今、学力低下が問題となっているようですが、「二兎を追う者は一兎をも得ず」とか、「虻蜂取らず」とか、「過ぎたるは及ばざるがごとし」とか、いろいろなことわざがあるように、詰め込み教育が結果として基礎

学力低下を招いているのではないのでしょうか。200校以上もの大学で漢字検定3級程度の補習授業が実施されていると、新聞なんかにはよく出ていますよ。先日の新聞記事だったのですが、ある会社が大卒新入社員約600名に小学校の4・5年生の学習範囲と思うのですが、四則混合の簡単な算数の問題ですよ、テストしたところ、正答率が何と40%だったそうです。普通の小学校6年生でも40%以上の正答率になるようなごくごく普通の基本的な問題ですよ。これ新聞に載っていたのですよ。グローバルな競争社会を勝ち抜くためには、英語や物理も必要ですが、その前に全ての人が実社会で必要としているのは、基本的な読み書き、計算能力ではないのでしょうか。小学校修了程度の読み書き能力を備えて、それを使いこなすことができれば、ほとんどの職業、仕事はこなせるのではないのでしょうか。知事でも、町長でも、教育長でも、ここにおられる役場の課長でも小学校の学力あれば十分これこなせると思うのですよ。日本人が日本で生き抜くためには必要不可欠な小学校時代の読み書き、計算能力を身につけさせる教育こそが義務教育の大きな役割ではないのでしょうか。

小学生にはそんなことはわかるはずもないですよ。私ごとですが、読み書き能力の不足に気がついたのは大学生になってからですよ。そして、痛切に国語力不足を感じたのは、社会人になってからですよ。やはり小学生の時代に将来何が大切かを教える小学校の先生の役目ではないかと思うのですが、教育長はそういうのをどのようにお考えですか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私も議員さんの仰せのとおり、そう思います。要するに基本的にゆとり教育というようなものがあつた部分から、その時間帯からどうも学力そのものが落ちてきたかなという気がします。先ほど詰め込みの弊害だということありましたけれども、今現在の学力低下というのは、ゆとり教育の弊害かなと思っています。そういう意味では、いろんな形で現場は影響を受けるわけですが、あるいは振り回されているという実態があるわけですが、頑としてそれを受け付けずといいますか、本来持っている指導を、それで進んでいくのが必要なかなと思っていますし、今現在進めているというのが実情です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 学力低下を招いたのはゆとり教育だという教育長の主張ですが、私は逆だと思うのですよ。詰め込み教育がみんな未消化状態で、ざるで水をすくうような感じで、結果的には学力低下を招いているのではないかと。やはり戦前の読み書き、計算中心のシンプルな教育が何よりも示しているのではないかと。教育長も学校を卒業して社会人になったころには、そういう先輩方を目の当たりにしたのではないのでしょうか。どうですか、それ。その昭和1桁、大正生まれの方のそういう国語力というか、漢字能力とか、あるいは場合によっては、みんなその人らは結構英語なんかもしっかりできているのですよ。そういうのは見た経験ございませんか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） そういう方は私の周囲にいっぱいいらっしゃいました。

○9番（青木秀夫君） いたのでしょうか。

○教育長（鈴木 優君） はい。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それは詰め込み教育をしなかった結果なのではないですか。ゆとり教育の結果、シンプルな教育をした結果、みんな必要なものをしっかりと身につけたのではないかと思うのです。

それで、誤解されると困るのですが、私は英語教育の反対論者ではないのですよね、教育長。私はここで言いわけするわけではないのですが、私は自分の娘を、本人は法学部へ行きたいなんて志望していたのですけれども、私は英語の学習というか、習得したほうがいいのではないかということと、私が勧めて教育長の母校の早稲田の教育の英語学科へ私が勧めて入れたぐらいですよ。ですから、英語教育は決して反対論者ではないのですよ。私は子供が早稲田卒業後、アメリカの大学行きを勧めたのも私ですから、決して英語の教育に反対論者ではありません。ところが、アメリカの大学を卒業して日本に帰ってくると、TOEICのスコアが930あろうが、950あろうが、英語を必要とする仕事、そういうセクションは少ないようです。私の娘の例を申しますと、パソコンメーカーのHPでヒューレット・パカードに就職したのですが、日本の社員5,000人のうちTOEICでトリプルA程度の英語力を持っている社員が500人程度ぐらいいたそうです。そして、英語にかかわる仕事、英語を使う仕事は、そのうち30人か、せいぜい50人程度で、残りは英語には全く無関係の読み書き、計算のできる仕事があればできる仕事だったそうです。日本の社会がグローバル化、グローバル化と言って英語の必要性を教育産業がはやしているテレビコマーシャルほど英語の必要性は高くないのは現実だと思うのです。

公立小学校の英語教育の本当の推進者は、教育産業ではないですか。これそうでしょう。政官業癒着とまで批判されながらも小学校英語を強行導入する文部科学省の権力にただただ地方の教育委員会は従うしか方法は、策はないのでしょうか。教育行政は地方分権が最も進んでいる分野と行政分野の中では言われているのですよ。地方教育行政法の運用次第で地方教育委員会にもいろいろな権限を発揮する余地はあるのではないかと思うのです。小学校の英語が導入されると、どのような混乱があっても、改正まで10年かかるでしょう。その間の被害者は何も知らない小学生ではないですか。教育長は何かいい方法は考えられるのですか。

最後に、町長にも伺いますけれども、今、地方の教育委員会の改革が議論されています。ご存じでしょうが、改革の目玉は首長の権限の強化、教育の内容にも関与できるようになるということのようです。そこで、首長権限を前倒して、小学校の英語の教科化についての感想を伺いたい。授業時間不足、学力低下になっている中での英語の導入です。大学生の漢字の補習や大卒社員への加減乗除の簡単なテストなどが実施されている現実を踏まえると、小学校時代に読み書き、計算力をつける基礎学力をしっかりと身につけることが順序であると思うのですが、いかがでしょうか。まず、教育長が先に答弁してもらって、次、町長に。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） ずっと冒頭にも私お話ししましたように、今実施しています状況を変えるということは特に考えておりません。低学年においてALTを使った授業、授業と申しますか、その指導、そして5年生、6年生で週1ですけれども、今こんなものでは当然足りないと思いますけれども、中学校のつなぎということで増えていくなれば、増えるなりの指導をすればいいと思いますし、残念ながらスタッフそのものがまだ足りないという気がしていますので、このスタッフをいかにせんとということで、その指導を含めて

進めていけば、この小学校の英語教育そのものも生きてくるのではないかと考えています。

ただ、問題は、国際人たれというようなことが解釈ありますけれども、話す中身ももちろん大事なものですから、やはりどの部分、どこにその目標を当てるのかというような部分にかかわってくると思いますけれども、やはりそれまでには学力向上等も含めて、国語、算数等の知識、そういったものもアップさせるべく指導をして、そして5年生、6年生、高学年で英語教育という形でいけば、私は存在価値があると思いますし、また将来役に立つであろうと考えています。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ずっと青木議員さんの論理展開を聞いておりまして、大方私も考えは同じであります。いわゆる詰め込み過ぎることよりも、シンプル化して、それをしっかりと覚えさせるということのほうが重要だということも含めて、考え方はそんなにずれていないだろうと思います。

ただ、首長が教育長を任命する権限を持つという、まだそうはなりません、そうなったときにどうするかという問いであると思いますが、いずれにしても英語そのものは……

○9番（青木秀夫君） なった前提で答弁されたいかがですかと。

○町長（栗原 実君） 英語そのものは、ただ1点青木さんと違うのは、覚えたくてもなかなか難しいから覚えられないという、私なんかはそういう口だったですよ。やはりちょっとしたきっかけで英語が身近なものと感じるというその範囲内の英語と親しみ、英語と共通語に多少なれるというか、共通語とはこんなものだという認識程度の教科としての並行性というか、そういう面については否定できるものでもないだろうと。我々は小学校どころか、中学校で初めて英語を突然、しかも文法から入らせられましたですから、ということも含め、難しいところは教育長、専門家も含め、慎重に議論しながら、町長のほうがその教育面には素人ですから、残念ながら、私の場合は。ということで慎重に対処はしていきたいと思いますが、遠慮なく国語は重要だということも基本的に私は考えておりますので、そこら辺の答弁きり今の立場ではできません。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 教育長は小学校の英語教育は役に立つと、私が言っているのは、役に立たないとは言っていないのですよ。バイリンガルが使いこなせるような、子供にとっては早期教育も、早期英語のスタートもいいのかと思うのですけれども、全ての人がそんな能力を持っているわけではないのですよ。それは何かオリンピック選手のような特殊能力を持っている子であれば、小学生のとき、先ほど言いましたけれども、あれ中学生でしたっけ、英検の1級とったとかというのは。そういう人もいますよ、そんなのは。数のうちには。だからといって、それは効果が上がるというには、その影でぐしゃぐしゃになってしまって、バイリンガルなんていう、何というのでしたっけ、何か中途半端なの、バイリンガルではなくて。日本語も英語もぐちゃぐちゃになってしまって、もうどっちもつかずの人を何とかと英語用語で使っているでしょう、何リンガルとかと。知らないですか。

[「知らないですね」と言う人あり]

○9番（青木秀夫君） よく使われている。忘れてしまった。バイリンガル、有能な人はトリリンガルだとか、そういう言葉があるわけですよ。その逆で全くどっちつかずの人たちも、そういう人もいっぱい出ているのではないかと、私はその影の部分と言っているのですよ。だから、小学校の英語教育を入れて、ALT

がいいとかと、これも先ほど言った金髪と青い目の人であればいいのだという、その欧米崇拜というか、欧米コンプレックスの最たるものなのですよ。

これ教育長も知っているでしょうけれども、明治時代にもアメリカだかイギリスだかの先生を随分入れたそうですよ、旧制高等学校なんかで。そうしたら程度が悪過ぎて、その教養がなさ過ぎて、旧制高校の生徒はレベル高いから、みんな追放されてしまったと。「おまえらが来るんじゃないか」と言われて。そんな、だってそのころの生徒って夏目漱石とか、ああいった人たちだから、生徒のほうはずっと知能程度も高いし、ただちょっと英語は話せるという程度だけなのだから、全然だめで、全部追放されてしまったと。だから、今だってこのAL Tで来ている人の何か質の問題、教員として子供たちに顔見せるだけだったらいいのですけれども、やはり多少は外国語を通して何か教える能力なかったら意味ないわけではないですか。かなり質の悪い人が来ているのではないですか。青い目と金髪というだけで、何の役にも立たないような人を、それを喜んで入れるようでは、決していいことではないと思いますよ。やはり小学校の大事なときにですよ、読み書き、計算ができれば町長だって教育長だって務まりますよ、こんなものは。それがみんなできなくて苦労しているのですよ。

[何事か言う人あり]

○9番(青木秀夫君) うん。私なんかだってそうですよ。みんなそうでしょう。よくテレビの何だ、平成教育委員会とか何とかとやっていますがね。私立の中学校の入試問題、あれをみんなできないですよ、難しく。私は何もそんな難しい話しているのではなくて、日々必要なものを身につけさせるのが義務教育ではないかと思うのですよ。ですから、ぜひ教育長は英語の教師という立場で言いにくいのでしょうけれども、前鈴木教育長は議事録にも載っていますけれども、「小学校の英語教育は必要ないと、中学からで十分だ」と答弁されておるわけですよ。教育長は立場上、英語の教師ですから、ひいき目というか、ポジショントークで英語の大切さを否定するわけにはいかないのでしょうけれども、それは結構です。何か感想ありますか、教育長。

○議長(野中嘉之君) 教育長、鈴木優君。

[教育長(鈴木 優君)登壇]

○教育長(鈴木 優君) ちょっと反論をしたいと思います。

○9番(青木秀夫君) 反論。

○教育長(鈴木 優君) はい。語学は何でもかんでもAL Tだというようなことではありません。当然以前はこのAL Tはなんていうような話もありましたけれども、最近はチェックしておりまして、幸いなことに、もちろん外れというような場合もあるでしょうけれども、今のところ非常にまじめなAL Tが来ておりまして、AL Tというのはどっちかといいますと、アシスタントです。おまえこうやってほしいのだと思っても、一歩私はアシスタントですから、この先は行きませんと。結局日本人の要するに先生が主としてやるべきなのですけれども、その部分のやりとりがまだまどうまくいっていないというような気はしますので、そこを含めてスタッフの指導ということを先ほど私申し上げた次第ですので、誤解のないようにお願いします。何でもかんでもAL Tで、英語となったらもう外国人、青い目ということではありません。

○議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) 時間も迫っていますので、では2番目の国民健康保険の特別会計についてお伺いし

たいと思います。国民健康保険特別会計の不正請求というか、詐欺被害によるその後の展開、進展はどうなっているのか、町長にお伺いしたいのですけれども、板倉町でも莫大な医療費というのは、国民健康保険だけではなくて、広い意味の介護保険とか、あるいは後期高齢者医療保険とか、そういったものを含めると、町の予算に匹敵するほどの、3つ合わせたら45億、50億近くの金額にもなるぐらいの医療費の支出をしているわけです。それに対して不正請求があっても容認していると。現状は私から先に言ってしまいますと、板倉町が被害届を館林の警察署に出したと、そこまでは聞いているのです。出して、それで館林警察署が立件して、検察庁へ書類送検したということまでは聞いているのです。その後どうなったのかというと、まだ起訴にも不起訴にも起訴猶予にもなっていない、ペンディング状態だと、日にちが大分たっておるわけです。見通しはどうなっているのだから。

この問題も背景に政官業の癒着ではないですか。そういったものが潜んでいるのかなと思うのです。警察もなかなか手が出せない。単純な保険詐欺ですから、刑事犯罪なのです。もう刑事犯罪を非常に簡単に十分に要件を整えて、構成要件を十分に整えているわけです。ですから、一般の人がちょっとそこら辺で保険詐欺なんかではすぐ捕まってしまうですよ。それと同じことなのですけれども、これほど悪質性があるものでも、何か宙ぶらりん状態につっておいて、2年後ぐらいで不起訴か何だか闇に葬ってしまおうなんて考えているのかななんて気もするのですけれども、その後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 現在の状況ですが、今お話しいただいたとおり、館林警察署から1月16日に太田の検察支部に書類が送検されたという状況でございます。検察に随時間問い合わせはさせていただきます、私も直接電話ですが、検察官ともお話をさせていただきました。検察におきまして、また警察の調書とは別に裁判に向けた取り調べ等も行うということでございまして、昨日も議会終了後に太田支部に現況ということで電話照会させていただきましたが、事務官の方に対応いただいて、捜査中という回答でございました。

なお、結果につきましては、町が被害者ということで被害届を提出しておりますので、処分、結果が出ましたら処分通知というものを送付いただけるということでございますので、処分通知の送付は依頼してございます。今後も随時電話で状況の照会をしていくような形になると思いますので、よろしく願いいたします。

○9番（青木秀夫君） では、最後いいですか、もう一つ。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 時間が来ていますので、申しわけないですけれども、今の落合課長の話だと、それは非常に真実味が薄い。単なる報告ですが、私が聞いているのは、それを踏まえての見通しを聞いているわけですよ。どういうふうになるのだろうと、被害届出して、警察も動いて、検察庁にも書類送検で届いて、それで捜査中。何ですか、捜査中って。捜査なんか終わっているのでしょうか、こんなものどつくに。そういうことを言ってごまかされてはだめですよと言うのですよ。あとはそこに新聞記者いるから、上毛新聞にでも太田の検察庁にでも行って、聞きに行ってもらうのがこれはいいのかと思うのですよ。ぜひお願いしますよ。板倉町が言ってもだめ、誰が言ってもだめ、動かないのですよ。わかりやすく言えば、うがった見方で

はなくて、政官業の癒着ということも十分考えられるわけですから、こういう犯罪はしっかり東京地検特捜部でもなくては手が入らないような問題なのかもしれないですが、根が深くて、結局巨大な犯罪なのです。ただ、これは事件が板倉町で起きた小さな話だと思っているのですけれども、大き過ぎるのですよ。大き過ぎるから、検察庁だって政治判断とか、いろいろなもろもろの段階での判断があるので、困っているのですよ。被害届は出して、被害ではないですよとも言えない。犯罪ではないですよとも言えないわけですよ。犯罪なのです。犯罪だけでも、それを犯罪として立件できない何かいろいろな力が働いて、こういう状況になっているはずなのです。ですから、その辺を踏まえて、突っ込んで対応していただきたいと思うのです。ぜひ新聞社の方にでも応援していただくのがいいのかなと思うので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 （午後 0時29分）

---

再 開 （午後 1時30分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、荒井英世君。

[3番（荒井英世君）登壇]

○3番（荒井英世君） 3番、荒井です。通告に従いまして質問いたします。

まず最初に、役場新庁舎建設について質問いたします。これにつきましては、午前中ですが、川野辺議員が質問いたしましたので、若干重複すると思えますけれども、よろしく願いします。

新庁舎建設につきましては、昨年3月、役場庁舎基本計画検討委員会によりまして、基本計画の答申が出されました。その後、新庁舎建設用地については中央公民館南側約1万5,000平米の土地に決まりました。地権者数は21名と聞いておりますけれども、21名でよろしいのでしょうか。その点確認いたします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） はい、21名の地権者の方々ということで結構でございます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） その21名の地権者への対応の経過についてお聞きしたいと思います。

建設予定地が発表されましたのは、昨年7月号の紙面でした。発表後ですけれども、地権者に対してどのような対応、つまり個別的にでも、全体的にでもいいのですけれども、どういった説明を実施したのか、まずお伺いします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 昨年の7月に広報紙によりまして新庁舎の用地については発表しておりま

す。その後、地権者には新庁舎建設用地の説明とか、協力依頼、もしくは地積測量にかかわります立ち入り、そういったことや代替地の希望などを聞いておまして、さまざまところで話をさせていただいております。具体的には、もう数回ほど地権者方々には説明し、毎戸訪問させていただいている状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 説明したということですが、基本計画ができていましたよね。そういった部分を説明したのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 新庁舎の基本計画に沿った形で説明させていただいております。スケジュール的にも、用地取得についての時期とか、その辺もご相談させていただいております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 地権者の対応の関係ですが、後ほどまた今後のスケジュールの中で質問したいと思います。

次に、建設予定地周辺の住民に対しまして、どのような対応しているのかお聞きしたいと思いますけれども、予定地周辺には数十軒の民家があります。今後役場が建設されれば、当然周辺環境も変わります。今までの生活環境が変わるわけです。例えばの話ですが、仮に洗濯しますよね。洗濯物を干す場合でも、役場庁舎が近くにあれば、それなりに気を使いますよね、簡単な例で。そういった部分で周りを考慮するという部分も出てくると思うのですが、あと交通事情、そういった部分でもこれまでと若干変わってくると思います。そうした生活環境の変化に対しまして、周辺住民の心配、気遣いですか、そういった部分も若干あると思います。そういったことがありますので、少なくともその周辺住民に対しても何十軒ぐらいしかありませんけれども、こういった理由で、こういった構想で役場を建設します、そういった説明も必要ではないかと思っております。それがひいては行政としての気遣いというか、心配りだと思いますけれども、もしやっていたら、その辺はどうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 周辺の方への説明会もしくは個別の訪問ということですが、現在の状況では、庁舎が1階になるのか、2階以上になるのか、もしくはその庁舎の用地内のどの辺に建つのか、その辺がまだ明確ではございません。今後新庁舎建設委員会を設置しまして、具体的に設計業者が選定されて、基本設計等ができるような状況になれば、そのような説明も必要かと考えておりますので、説明会等につきまして検討しているところでございます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） これはお願いですが、少なくとも基本設計が策定された段階で、個別でも全体でもいいのですが、ぜひそれは周辺住民に対しても説明をお願いしたいと思います。

平成26年度の進め方なのですが、26年度につきましては、予算案を見ますと、建設用地購入費に8,000万円、物件等補償費に6,000万円、基本設計、それから実施設計委託料に5,600万円など合計で1億9,800万円ほど計上されています。今後この予算の成立後だと思っておりますが、地権者に対してどのように対応し

ていくのかということがあると思います。今日、川野辺議員の質問の中で、その用地取得の関係で26年度上半期に用地取得を予定という答弁がありました。恐らくその段階で、例えば買収価格の提示とか、取得する段階で恐らく地権者にも示していくと思うのですが、その部分と、それから上半期というと、4月から9月、ですからどの時点でも、早目にやるのでしょうかけれども、例えば現在畑になっていまして、作物を今後ですよ、地権者が例えば作物を栽培する準備とか、いろいろありますよね。その作物の準備とか、そういった部分についてどういった対応をしているのか、その辺をお聞きします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 用地につきましては、先ほど答弁しましたとおり、26年度の上半期で対応したいと考えてございます。まだ具体的に買収単価は提示していない状況でありますので、それらの準備も含めて対応していきたいと考えてございます。

また、作物の関係ですが、去年は四、五軒の方が水稻を栽培したというようなことがございます。また、1軒ですけれども、ハウスでキュウリ栽培を行っております。水稻につきましては、今年度の作付については支障ないですよと説明させていただいております。現段階では作物を収穫後、土地の引き渡しをお願いできればと考えてございます。

また、ハウスにつきましては、現在恐らく収穫中かと思うのですけれども、現在のキュウリの作付を終了した時点でハウスの栽培農家につきましては、ご相談させていただくというようなことを考えております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） そうすると基本的に収穫後ということでしょうかから、27年度に着工するということですよ。そうしますと、例えばその着工の時期ですけれども、27年度の大体後半ぐらいというめどなのでしょうかね、どうでしょうか。お聞きします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 着工時期につきましては、今後の用地の取得もしくは基本設計等の進捗状況によるのですが、27年度の後半になるのか、28年になるのか、その辺は今のところでは不確定な部分がありますので、今の段階では何とも言えないという状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） はい、わかりました。

次の質問です。今後の板倉町の農政について質問いたします。昨年12月、これは政府ですが、農林水産業、それから地域の活力創造プランを正式に決定しました。この中には4つの柱がありまして、1つが農産物の海外需要の拡大、2つ目が農地の集約、3つ目が6次産業化、4つ目が農業環境の維持となっております。農地の集約、それから6次産業化、農業環境の維持などにつきましては、後ほど質問いたします。

まず、通告どおり、最初に認定農業者の確保と育成、その支援について質問いたします。認定農業者の関係ですが、現在町内で84名いるとお聞きしています。まず、この84名という数字ですが、その推移ですが、減少しているのか、増えているのか、またその認定者の確保の関係ですけれども、26年度認定農業者をどれぐらい確保したいかという数値目標、もしそれがありましたらお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、まず1点目のご質問でございます。認定農業者の確保と育成ということでありまして、まず現状ということではありますが、認定農業者の総数、これは平成18年度から、18年度を最盛期、その当時140名ほどおったのですが、それをピークに減少傾向、年々減ってきているということで、ここ数年は80名から90名で推移しているという状況にあります。

ただいま荒井議員さんがおっしゃいました84名というのは、恐らく24年度のことだと思っておりますが、24年度は84名です。逆にさかのぼっていきますと、23年度は83名、22年度が92名、21年度が99名とやはり少しずつ減ってきているという状況にあります。今年25年度につきましては、今現在で90名ということですので、6名昨年度よりは増えているという状況にあります。これはこのところ、政策の関係もありますけれども、以前はやはり継続すると、1回認定を受けるのですが、継続するという方が比較的もう次はいいやという方もいらっしゃるしまして、なかなかそういう減ってきている状況というのがあったのですが、このところ引き続き継続というものも増えてきておりますので、新規も含めまして昨年よりは増えている状況にあります。今後も基本的にその政策によってはというか、その方向が、担い手や認定農業者とかに向いておりますので、そういう意味ではこれからまた増えていっていただけるようにいろいろしたいと思うのですが、基本的に認定農業者はご存じだと思いますが、5年後という計画を立てまして、5年間の自分の営農の計画を立てまして、それに基づいて認定を受けるのですけれども、当然初めての方というのは、やはりその計画を立てる上でいろいろロスがあったり、ちょっとこれは無理があるのではないかというような計画もあります。そういうものについては審査会で、これは県も、それから農協さんも入ってということになるのですけれども、こういう形がいいのではないかというアドバイスしながら、認定に向けて支援している状況であります。

もう一つは、認定農業者が減ってきているというのが今まで具体的なメリットがないというのが現状でありまして、農業資金を借りたりする場合は、確かに若干優位だというものもありますけれども、それぐらいしかないのではないかとということで、お金を借りないのであれば、継続してやっている必要はないというようなことで、継続される方が少なくなってきているのですが、最近は認定農業者でないと受けられない事業というのも実際出てきております。例えば農業機械を購入するとか、施設をつくるという場合、これは認定農業者が一つの条件というのも出てきております。そういうことがありますので、このような内容をいろいろ周知しながら、認定農業者の増加に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 今の認定農業者が減っている状況ということで、具体的なメリットがないと出ましたけれども、それはお聞きしたいことだったのですけれども、確かに認定農業者につきましては、地域農業の担い手という形で位置づけられまして、国・県等のさまざまな支援が受けられます。それが先ほど課長が言ったのは、メリットと言えはメリットですが、今年の2月に、町の認定農業者協議会の役員と議会で意見交換会を行いました。その席上、何人かの認定農業者から先ほどのように、認定農業者になってもメリットがないと、そういった意見が何人かから出されました。これは後で個別にお聞きしたことですけれども、仮に認定農業者の集まりがあっても、関連業種の集まりがないので、参考にならないとか、支援事業の中身が

よくわからないかという声がありました。これが例えば先ほどのメリットが少ないという部分だと思うのですが、こういった現在の認定農業者の少なくともそういった声があるわけですが、そういった部分について今後こういった形で支援活動を行っていくのか、その辺を具体的にお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） やはりそういう認定農業者ならではのメリットというか、優位な部分というものをこれからまた新しい政策も出てくると思っておりますので、そういうものが出てきましたら、いち早くお知らせするということなのですが、1つは認定農業者協議会という認定農業者の組織が町にもございまして、ただ、こちらにつきましては、最近協議会の会員数が減ってきているという状況も1つはありまして、25年度につきましては、先ほど認定農業者の数が90という話をしたのですが、会員が62名ということなのです。ですから、ちょっとこの会員数が少ないということがありますので、今、1つは新規で新たに認定を受けるという方には、基本的には町の認定農業者協議会にまず入っていただきたいというお願いと、もちろん協議会自体で研修とか、あとはその説明会を開いて、そういう情報を、これは協議会の会員だけ流すというわけにいかないですけれども、協議会の会、集まりがあったときには積極的にそういうお知らせをして、もちろん認定の農家の方にはそれぞれまた通知なりで発送するということになるかと思いますが、いずれにしても認定農業者になっていて、幾らかでもメリットがあるという部分をお知らせしていきたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） やはり行政については、いろんな農業に関する国・県の情報を集約できるわけです。ですから、そのそういった情報を的確に農業者に本当にタイムリーに提供していただきたいと思っております。

では、次の質問です。農地の集積と農業法人、それからその現状と課題、施策について質問いたしたいと思えます。

まず、農地の集積ですけれども、TPPによりまして、いずれ海外の安い農産物が入ってくると思えます。対抗するには農地の拡大による生産性の向上、それから自由な作付で価格を下げる、つまり今後10年間で全農地の8割を大規模農家に集約して、競争力を強化するというのが国の方針で出ています。その中で農地をまとめて貸し出す農地中間管理機構、これは各都道府県に1つ設置することが示されております。この農地中間管理機構につきましては、後ほどお聞きしますけれども、まず板倉町の農地の集積、それから農業法人、その現状と課題、それから施策についてお聞きしたいと思えます。

まず、農地の集積ですけれども、現在までの集積面積、それから実績ですけれども、どれくらいでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 集積面積といいますと、済みません。土地改良とか全部全て。

○3番（荒井英世君） うん、そう。

○産業振興課長（山口秀雄君） その全てというのは手元にちょっと資料を用意しておりませんので。

○3番(荒井英世君) では、過去3年ぐらいの間では。

○産業振興課長(山口秀雄君) 1つ、集積の手法としまして、このところいろんなやり方はあるのですが、交換分合事業という事業だとか、それとかもちろん通常の圃場整備事業というのものもあるのですが、それとあわせて、低額というか、低額の費用によりまして集積すると、畦畔を撤去して集積を行うという事業があります。最近やっていますのがその関係ですので、1つは離地区の交換分合というのは、平成19年から3年間、21年までということで、これは第1期として50ヘクタール実施しています。それから、第2期ということで、実は26年度からまた新たに始めるということで準備を進めております。

それと、その低額の事業につきましては、23年度から行ってございまして、23年が板倉工業団地の西側になるのですが、こちらが約18ヘクタールということで、こちらがやはり割り地で小割りだったのですが、地権者が151名いまして、筆数が314筆という非常に細かいところだったのですね。こちらを畦畔の撤去という形で集積しまして、53の区画にまとめています。それを29名の担い手の方につくっていただくという状況でありますので、これはかなりの集積になっているのかなと思っております。

それと、24年につきましては、その場所から板倉川を北側に越えた部分ですが、谷田地区というところでございまして、こちら面積が6ヘクタールで、地権者が70名で、総筆数が104筆と、こちらやはり細かいということですが、最終的には18区画というようなことで、18名の担い手に行っていたと。

それと、今年25年につきましては、川入、北木戸というところ、こちら面積は7ヘクタールぐらいになるのですが、こちら66名の地権者があって、筆数が113筆ということ、これが区画数としては10区画、1区画が5反から6反ぐらいの区画にして、2名から3名の担い手でやっていけないだろうかということで今準備を進めております。

○議長(野中嘉之君) 荒井英世君。

○3番(荒井英世君) 農地の集積については、今後の農政の大きなテーマですので、積極的に進めてほしいと思いますけれども、今後具体的にどのように進めていくかの部分ですが、集積についてはご存じのように町と農業委員会の連携のもとに行っていると思います。農業委員会は独立委員会として、農地に関する業務を実施していますが、そこには農地に関する各種情報が集積されています。したがって、今後農地の集積を図るには、町と農業委員会は強力に連携し推進することが必要だと思っております。その中で、町の役割、それから農業委員会の役割を明確化しまして推進することが大切だと思っておりますが、今後具体的にどのように進めるかの部分で、例えば集積の数値目標、年間例えば3町なら3町でもいいでしょうし、あるいは3年間で10町、そういった部分の数値目標を立てて、それを年次計画の中に組み込んでいく。

問題は、その体制づくりですけれども、例えば東西南北、各地区で先導的に担う方を発掘しまして、それは農業委員の方でも、認定農業者の方でもいいのですが、そういった方たちを町と農業委員会でバックアップするような体制づくり、そういったものも必要かなと思っておりますが、その辺の具体的な進め方についてどうお考えでしょうか。

○議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[産業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 集積につきましては、例えば国庫補助事業だとか、補助金をもらって、ある程度大規模にやるというのも非常にこれは有効な策ではありますが、それに伴って非常に負担金がかかる。

農家の負担が大きくなるということが現状であります。そういう状況で、今までそういう圃場整備、大きな圃場整備で進めている部分と、それからどうしてもそれでは補い切れない部分というのが出てきているのが現状と。その中で生まれてきましたのが、先ほど申し上げました交換分合という事業でありまして、これは農業委員会の発委という形で、実質的には農業委員さんが全部全て動くという形ではないのですが、農業委員会がかかわって、発委によって進める事業ということで行っておりますし、先ほど申し上げましたその定額の事業につきましては、基本的に地元の農業委員さんが積極的に動いていただきまして、もちろんこういう事業については、地権者が100人とか、数多くいらっしゃるものですから、それをまとめて強力に引っ張っていったかかないとまとまらないと。土地を動かすことというのは、やはりまとまらないということになりますので、そういう意味では今回農業委員さんが先頭になって引っ張っていただいたということがまことにいい例になっておりまして、引き続き農業委員会の委員さんにはこういう形で町、今、西に偏っているのですが、これを全体的に地区に偏りが無い形で進めていただきたいという方向で、もちろんこれは農業委員さんにもお願いして進めていただきたいというお話はしっかりさせていただきたいなと思っておりますし、引き続きこの低額の事業につきましては、町も積極的に取り入れて、これは農家負担が実質的にはないという形でありますので、重点的に進めていければなと考えております。

ただ、道路とか、水路とかの改修というところまでなりますと、この事業で補い切れないという部分がありますから、それはまた違うやり方ということで取り組まなければならないかなと思っております。いずれにしても、その農業委員さんのかかわりというものが非常に今後期待されますし、かといって農業委員さんに全てお任せというわけにはいきませんので、当然地元のその地権者の中から中心になっていただける方ももちろん選定していただいて進めていくということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） そうしますと、年次計画の中で、例えば3年間のうちにこれぐらいは例えば10町なら10町という部分で数値目標を立てて、そういった部分でやっていくというのは、それはどうなのでしょうね。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） なかなか年間幾つというのは計画しづらい部分があるのですが、先ほど申し上げました3つの低額の事業につきましては、その中に耕作放棄地が実はありまして、そこを含んでという形でやっております。先ほどの3つの地区で耕作放棄地が約2.7ヘクタール解消になっているというものがあります。耕作放棄地の解消につきましては、農業委員会がやはり中心になって積極的に行っておりますので、そういう意味ではその特別会計もございます。そこで、例えば年間何件というような計画も立てておりますから、耕作放棄地の解消を含めたその集積という形で1つはある程度計画を立てられるのではないかなと思っておりますが、総体的に何ヘクタールというのは、今のところ計画としてはまだ考えてはいない状況です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 農地の集積の部分については、町長の施政方針の中でありましたけれども、26年度

の重点施策の中の大きな1つですので、その辺を具体的に今後どう進めていくか、本当に農業委員会と町で連携して具体的に、積極的に進めていってほしいと思います。

次に、農業法人の関係ですが、農業を産業として強化していくためにも、1つとして、農業の法人化があると思います。全ての農家が農業法人化するという必要はないと思いますが、地域の農業を牽引する農業法人が必要ではないかと思っています。ただ、今の板倉町の現状を見ますと、なかなか進展していないという感じがしております。そういった現状をどう考えるかという部分と、それからその農業の法人化を進めていくには、いろんな法人化のノウハウですか、そういった部分を積極的に提供していかなくてはいけないと思っています。例えば特に認定農業者の方たちにこういった部分でこの農業の法人化を、例えば営業関係とか、いろいろ出てきますが、そういった分のノウハウを進めていただきたいと思っていますが、その2点、どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 農業法人の関係であります。やはり農家が一人で営農していくというのは、これからやはり全ての設備とか、施設を整えなければならないということを考えますと、難しい部分も出てくるのかなと思っています。その一つの受け皿として、農業法人というものがこれから求められてくるというのが特に流れかなと思っています。

町には、今、農業法人というのは3つ組織があるのですが、1つは法人という形であっても、個人で親子だとか、夫婦だとかというような形で1つの家でやっている法人の組織が1つです。あと2つの法人組織はご存じだと思うのですが、集落営農というような形で周辺のある程度広い70ヘクタールとか50ヘクタールとか、そういう広い範囲の農地を一括して借りて、もちろん自分の農地も含めてですが、ある程度大規模の農業を行っているというのが2つの団体でございます。

本来であればこういう団体がどんどん増えてきてほしいというところではありますが、現在のところ今その3つの法人の後、具体的に法人設立という動きはないのが現状であります。

それがどうしてなのかというところの部分はあるのですが、やはり一番のメリットというのは、法人化はある程度大きな面積を経営できると、要するにオペレーターというか、働く方を、農家の方でもいいのですが、一緒に手伝ってもらって、そこの組合員になっていただいて、ある程度持ち寄った機械を利用したりしながら、大規模の経営ができると。あわせて米麦だけではなく、野菜等にも取り組めるというところで非常に生産性が高いとか、米よりはやはり優良な野菜のほうがそれだけもうかると言ってはあれでございますか、利益が上がる。利益が上がるというか、稼げるという状況でありますので、ただ、なかなか現実に野菜に取り組むというのが、板倉の農家についてはそういうのが少ないというのが1つ現状でありまして、例えば大規模な圃場整備だとか、そういうものをきっかけに、当然そういう形になれば、米と麦だけではなく、野菜づくり、要するに効率を上げるという意味では、そういう要件も出てきますので、そういうところに取り組める組織ということで、そういうのをきっかけに法人化が進められればいいのではないかなと思っています。

あとは支援ですが、法人化というのは基本的には基準というか、規則を定めて、一定の人数と、それから農業をやる方がいらっしゃれば立ち上げることはできます。ただ、これはやはり何年間かの計画をきっちり

立てて、当然採算が合う組織としてということになりますので、町でも幾つかそういう意味では相談にも乗っておりますし、あとはJAさんもそういう形ではいろいろかかわりを持っていただいておりますので、そういう案件ございましたら、積極的に相談に乗っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） はい、わかりました。時間の関係で先へ進みます。

26年度の国・県の新規事業に関するもので、これは町の農政に関するものですので、お聞きしたいと思いますが、まず1点目が農地中間管理機構の設置の件です。これは先ほど申しましたが、各都道府県に1つ設置される予定ですが、貸し手と借り手、その中間的受け皿という形で、貸したい人がまず機構に貸し付けまして、機構が利用農地が集約化するよう、担い手に転貸するようなものと認識しております。

この農地中間管理機構ですけれども、恐らく市町村に業務委託で来ますので、実際には町で業務することになると予想していますが、その農地中間管理機構、そういったものはこういった形で今後進められようとしているのか、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 農地中間管理機構の関係ですけれども、基本的に都道府県に1つ設立になると。群馬県につきましては、今のところ、今の段階では農業公社が恐らくその組織になる、かわるだろうということなのですが、当然県で1つという組織ですので、全県にまたがってその機能が全て発揮できるかということになりますと、当然無理があるということで、実質的には各市町村で先ほど議員さんがおっしゃられたように、委託を受けて、その業務の一部を行うと。これにつきましては当然町と、それから農業委員会もかかわっていくということになりますので、今まだこういう形で、具体的にこうだというのが出ていない状況でありますので、全体的なその動き、間違いはないと思うのですが、その辺またはっきりしましたらご説明させていただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 次に、農業の多面的機能の維持に関するという質問ですけれども、今度は日本型の直接支払制度というのが導入されます。これは地域の農業者が共同で取り組む地域活動に対しまして支援するというものですが、いわば農地の持つ多面的機能ですか、そういった部分の維持を図るものだと思います。この日本型の直接支払制度ですけれども、こういった内容で、どのように進められるのか。もし県とか国とか、そういったところからこういった形でお知らせが来ているのかお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 多面的機能支払ということで、新しい制度ということですが、実質的には今まで行ってきた農地・水保全管理という事業がございまして、こちらにつきましては、町では現在5つの地区が実施しておりまして、こちらは共同活動というのと向上活動という、共同活動というのが農道や水路のり面、それから畦畔の草刈り、水路の泥上げ、砂利の補充というような内容と、向上活動というのがもう少し進みまして、施設の長寿命化ということで、例えば水路をコンクリート3面にするとか、それからゲ

ートポンプをつけたりという内容でありまして、これが今までやってきた事業であります。

それが今度変わりますが、基本的には今度の多面的機能支払というものもほとんど活動内容はこれと同じでして、今までやってきた共同活動というものが農地維持支払と名称を変えて活動に変わるということになります。今まではこれは該当になっている区域のうち、例えば田んぼが10アール当たり幾ら出しますよという補助金が支払われるのですけれども、今のでいきますと、その農地維持支払については、以前は10アール当たり3,300円という額であったのですけれども、今度は合わせますと4,500円が10アール当たりの額になる状況です。ですから、少し上乘せになっている。2つの活動が一緒になっているという捉え方になりますので、それと資源向上支払と、もう一つ今度長寿命化ということで踏み込んだ事業になるのですが、そちらもそれとは別に4,400円出ると。こちらにつきましては、2分の1が国で、4分の1が県で、4分の1が町という状況です。ですから、今のところ引き続き今この5つの組織が継続をするという考えを今いただいておりますので、その切りかえということで今考えております。ただ、新しくまたやりたいという場合は、基本には農業者を含めたある一定の区域という設定になりますので、今まで多くはやはり行政区単位とか、ある程度大きな区域となっておりますから、そういう意味での説明をまたさせていただければなと思っております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 次の質問に移ります。

行政区の再編成について質問いたします。行政区再編成の問題につきましては、私もよく町民の方から聞かれる一つなのですが、再編成によって生じるさまざまな課題の検討が現在まだなされていないと思います。行政区再編成という言葉がひとり歩きしているようなので、あえて今回質問いたします。行政区の再編成につきましては、昨年9月、再編の検討ということで、これはたたき台でしたが、議員協議会に示されました。その再編を検討する必要性としまして、人口の減少と高齢化、それから地域活動に対する住民関心の低下、それから行政区規模の格差拡大による町の財政支援の不公平性などが挙げられておりました。その時点での検討事項としまして、行政規模の均衡化、これが200から300世帯への統合、それから財政支援の公平化、総代理人数の適正化が挙げられていました。

昨年の10月、行政区対象に実施した再編に対する意見の取りまとめ結果が、やはり議員協議会の席上、示されました。それを見ますと、さまざまな意見が出されております。行政区再編の必然性のあるなしの問題、それからメリット、デメリット、出された意見一つ一つが課題としてありますけれども、こうした課題を一つ一つ整理し、問題を明確化することが現時点では必要だと考えております。そういった出された意見、課題、そういった問題点を抽出していくような整理を現在行っているのか、まずその辺をお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

ご質問の関係でございますけれども、これにつきましては、議員が先ほどおっしゃられたとおり、昨年の8月の区長会議に一つのたたき台を示させていただきまして、議論を始めたところでございます。その後、区長会の中で代表区長を5名、それから町内大きく5つの区域に割ってあって、それぞれ代表区長が5名おられるわけですが、そのほかに各区域からもう一人の区長に今代表として入っていただいて、合計10名の区長で

準備会的な議論をしてきていただいております。

そういった中で、この各地区の分科会を開いて、意見を聞くことが必要であるということから、北地区、それから東地区、南地区、西地区につきましては、大字板倉地区と岩田、靱谷、内蔵新田の地区、この5地区で分科会的に会議を持っております。この分科会については、区長のほかに行政区の三役であります副区長あるいは会計さんも出席しております、いろいろ意見をいただいております。ただ、地区ごとに地元の状況等も差異のある部分がありまして、一例を申し上げますと、東地区では再編を進める上では、日光線を一つの境界として、東側と西側で考えてもいいのではないかとか、そういった各地区ごとの意見が出されておりました、そういった各地区の意見を集約しますと、当初行政区の規模、世帯数について200から300程度で均衡化を図るといようなことで、たたき台はお示しをさせていただきましたけれども、そういったところが集約してみたら変わってきておりました、もう少し大きく、400世帯ぐらいが将来的にいいのではないかと。川野辺議員の質問のときにもちょっとお答えしましたけれども、10年後の人口が推計だと1万4,000人ちょっとという予測も出ておりました、そういった状況を各行政区の区長以下役員の皆さんも考慮しますと、やはり200から300でなくて、もう少し大きくなり考えていくべきではないかというご意見がありまして、そういったものを今現在集約がほぼできておりました、それをもとにまた今後いろいろ関係の皆さんからご意見を聞きながら検討を進めていければと考えております。そういったことである程度課題とかについても分析、方向性まではまだ至りませんが、ある程度の分析はできているのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） あと、これ今後の進め方に関係するのですが、今後その行政区再編につきましては、いかに町民の合意形成、そういった部分を図るかという、そのための手順をいろいろ考えていくと思います。まず基礎的な手順としてこれ質問いたしますが、行政区の再編については、単純に行政区規模の均衡化あるいは財政支援の公平性の問題ではなくて、大きくは行政区のあり方、地域コミュニティのあり方ですか、そういったものにかかわるものだと思っています。そういった意味で、まず新しい地域コミュニティ形成のための基礎情報、そういった部分も整理し、検討することが必要だと思っています。基礎情報といいますと、例えば人口や世帯数、それから高齢化の状況、これらにつきましては、すぐ出ると思います。各行政区を単位とした行事、それから住民共同の活動、それから行政区をまたぐ活動とあると思いますが、こういった基礎情報を今後まとめていく必要があるのではないかと考えています。その点どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、やはりその基礎的なものを情報として提供していかないと、なかなかその行政区再編といっても、枠組み等も見えてこないのかなというところがあると思っております。そういう中で、まさしくこの行政区再編の目的としますと、どうも現在の行政区の規模を見ますと、非常に大きな格差もあると。そういったところへ町からの運営費の補助金等の交付があるわけですが、議員もご承知されていると思いますが、その行政区の1世帯当たりその費用を換算しますと、かなり大きな開きも出ています、

そういった不公平感的なものも区長会の中でも指摘されてきております。そういった中で規模の均衡化を図るということもあるのですが、それとあわせて、やはり高齢化が進んでおりますから、どうしても地域活動の低下、活力の低下が非常に心配されていると。現在でももう既に行政区によっては子ども会活動あるいは子ども会の育成会活動がもう不可能な状況のところもあります。そういったところを解消する必要も当然あるわけでありまして、そういった面では地域のコミュニティーの維持、確保という観点からも、その行政区の1つの区域を広げると、当然再編ということで広げるということを前提に考えておるわけでありまして、そういったことで、いわばそのメリット、デメリット等あるとは思いますが、そういった点については我々のサイドでいろいろ分析なりしてみた結果あるいは将来の人口の推移、それと高齢化率、そういったものも勘案しながら、いろいろ検討していただく材料にさせていただければと考えております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 地域活動の活性化を図る、それはすごく重要なことだと思っています。行政区の再編につきましては、行政区制度の維持費用、行政区に関する事務処理の効率化、各行政区の規模、バランス等の視点から再編が行われますが、板倉町の場合は統合です。先ほど申しましたが行政区の再編は今後の行政区のあり方、地域コミュニティーのあり方にかかわるものです。この行政区の再編によって、行政区がどのように変わっていくのか、どういった行政区を目指すのか、今後具体的なイメージ、そういった部分をつくる必要があるかと思っていますけれども、そういったイメージをつくって、町民に提示していくというのが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

基本的には先ほど申し上げましたとおり、やはりその地域の活力の低下を招かない方向性ということが第一義であろうかと思っております。

行政区のあるべき姿と申しますと、現在のいわゆる区割りの中で、それぞれの行政区がその地域の伝統的な行事をやってきていたりしてございまして、そういった面が今後再編で行政区が、例えば現在2つの行政区が1つになるということになりますと、その1つの行政区の中でも簡単に言えば行事的にはブロック的に2つのブロックが生じるようなケースも想定されております。あるいはうまく統合できるようなものもあつたりしてございます。これはこれまで区長の会議等でもいろいろ意見を聞いてございまして、最終的に画一的に全てを統合するというのは、ちょっと厳しいのだろうと。例えばお寺さんの関係なんかだったら、もう完璧にそうだと思うのですが、そういったこともありますので、その地区、地域ごとに受け入れられる許容の範囲で地元間でいろいろ協議していただくということがよろしいのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 時間の関係で最後の質問になりますけれども、町の行政運営については、中期事業推進計画を指針に進められていると思います。中期事業推進計画ですが、24年度から27年度までが前期、28年度から31年までが後期となっています。後期計画につきましては、いずれは策定作業に入りますが、その策定の際に、行政区再編については、その事業計画の中に位置づけする必要があると思っています。そ

のためにも今から先ほどのいろんな検討委員会ですか、そういったものをつくって、研究、検討を進めていくということですが、その検討委員会の検討期間ですが、これ川野辺議員の質問の中で出ましたが、2年間という数字が出てきました。そうしますと、中期事業推進計画の後半期が28年度からですから、そこにうまく位置づけられるのかなという感じがします。そういった部分で中期事業計画への位置づけと、それからその行政区再編、年次的に何年後を目標に実施したいのか、現時点で考えている段階で結構ですが、その辺をご質問いたします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、川野辺議員の質問のお答えとしまして、2年間を目途ということで申し上げましたけれども、これは次期の区長、26年度、27年度が区長の任期2年間ということがありまして、その期間内で一つの方向性を出す、結論づけていただくという考え方で現在おります。

最終的にその行政区の再編いつぐらいというご質問ですが、これにつきましては、いろいろこれまで準備会で議論していただいている中で、いろんな意見がございます。というのは、町からその枠組みをきちっと示してくれば早いとか、あるいは我々は地元の区長間あるいは行政区間で一例、先ほど東地区の例を申し上げましたけれども、地元で検討してしまうよというような、そういう考え方もあります。そういったいろんな意見を拝聴する中では、私どもの目安とすれば、2年間を目途としている中で、荒井議員がおっしゃるとおり、後期の前半ぐらいに、ですから28年とか29年ぐらいまでには遅くとも全ての行政区の再編が完了すればいいなと考えているところです。

そんなことで、いろいろ4月以降、再編の検討委員会を設置して、より議論を深めていただくこととなりますので、またその議論が深まっていく中で、具体的ないつぐらいという目安もついてくるのではないかと今のところは考えておるところでございます。

以上です。

○3番（荒井英世君） ちょうど時間来ましたので、私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で荒井英世君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の一般質問が終了いたしました。

---

### ○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 次の本会議は、明日午前9時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時32分）